



モンゴル労働・社会保障省



国際協力機構

# 2017 年度 モンゴル国 障害者白書

## 《和訳版》



本報告書(和訳版)の内容、画像等の無断転載、無断使用を禁じます。

## 和訳版について

モンゴル労働・社会保障省は、2017年に初の障害者白書を作成し、2018年3月に国民に公表した。このモンゴル政府による取組み・努力を日本人関係者にも知って頂くため、和訳版を作成した。

原文に忠実に訳すよう心掛けたが、意味が分かりにくいと思われる箇所は修正をしている。またモンゴル独自の用語には注を付け、障害分野の日本人向けに補足説明を行った。  
(例：モンゴル国家委員会＝日本の障害者政策委員会に相当、など)。

和訳版の作成にあたってご尽力いただいた皆様に、心から感謝したい。特に、原文のモンゴル語版の作成支援から翻訳版の編集まで、常にモンゴルでの白書作成に関わってきた、プロジェクトアシスタントのMs. Odgerel Tseden-Ishの協力なしには完成には至らなかったと思う。

JICA ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト  
長期専門家 磯部陽子

# モンゴル国 障害者白書

## 目次

序文.....	4
<b>第1章: 障害統計 (国家統計局)</b> .....	6
関連法律.....	6
活動の実施状況.....	7
今後の活動.....	10
<b>第2章: 障害者の権利、開発、社会参加の法制度 (労働・社会保障省)</b> .....	11
関連法律.....	11
活動の実施状況.....	13
<b>第3章: 社会保障 (労働・社会保障省、労働・福祉サービス庁)</b> .....	15
社会保険 .....	15
社会福祉.....	18
<b>第4章: 就労 (労働・社会保障省、国立リハビリテーションセンター)</b> .....	21
雇用.....	21
職業訓練.....	24
<b>第5章: 保健 (保健省)</b> .....	29
関連法律 .....	29
活動の実施状況.....	30
今後の活動.....	31
<b>第6章: 教育 (教育・文化・科学・スポーツ省)</b> .....	32
関連法律.....	32
活動の実施状況.....	33
今後の活動.....	35
<b>第7章: アクセシビリティ (建設・都市計画省、道路・運輸開発省、通信・情報技術庁)</b> ..36	
物理アクセシビリティ.....	36
情報アクセシビリティ .....	42
<b>第8章: その他 (非常事態庁)</b> .....	44
障害者参画による災害リスクの軽減 .....	44
<b>資料</b> .....	45
2016年 障害者権利法.....	46
2017年 国家プログラム.....	67
ドナーリスト.....	78
障害関連調査一覧.....	80
障害児・者統計(2017年度) .....	83
障害者への助成金・特別控除の実績(2017年度).....	85
活発な障害当事者団体/支援団体リスト (当事者団体/労働社会保障省) .....	86

## 序文

モンゴル国は、国際的義務を確実に果たすと共に、障害者の基本的な人権及び自由を確保して社会参加を促進し、社会保障、国内政策や法制度を改善し、行政サービスへのアクセスを促進するなどの多様な措置を講じてきました。

この一環として、障害者の教育、保健、就労における社会的・心理的に必要なサービスを提供し、他の人々と平等に基本的権利を確保し、完全かつ効果的な社会参加を促進し、障害者の才能が開発され、文化・芸術作品、スポーツ活動へも参加することを目的に、2016年、モンゴル国大国会で「障害者権利法」を採択しました。



同法は、障害者が直面する保健、教育、就労、公共交通機関、道路、住宅、公共建築物のバリアフリー化など多くの課題を解決する法制度の基盤を示しています。

さらに、2017年政令第321号において「障害者の人権・社会参加・社会保障の国家プログラム」を採択し、施行しています。

労働・社会保障省は、人が生まれてから亡くなるまでの生涯すべての期間に直接関わり、子ども、高齢者、障害者、低所得者、失業者、暴力被害者など社会的弱者の権利を保障する分野にまたがる活動を行います。よって我々の活動と報告は、すべての人々に広く開かれていなければなりません。

障害児・者政策や活動に関する情報を整理した、この「障害者白書」を発行するにあたり、国際協力機構「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」の皆様に感謝を申し上げます。

労働・社会保障省 人口開発局 局長  
「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」JCC 議長

S.TUNGALAGTAMIR (S.トンガラタミル)

## 白書の刊行にあたり

モンゴル初の障害者白書の刊行、おめでとうございます。

本白書は、労働・社会保障省の障害者開発課が、モンゴル政府が推進してきた分野別の障害施策、活動を一つにまとめ、モンゴル国民の皆様へ発信し、理解・関心を深めたいというイニシアティブから生まれたものです。

モンゴルでは、障害は個人ではなく社会にあるという「障害の社会モデル」の考えがまだ普及しておらず、障害問題の理解も十分とは言えません。したがって、障害者は弱者と考えられ、社会参加が進んでいないのが現状です。



本書は、障害者の現状を分かりやすく整理し、障害者、支援者、行政官、NGO、家族などすべての人が、障害者が直面している課題を正しく認識し、取るべき行動を考えるために編集されたものです。また本書は、労働・社会保障省、国家統計局、建設・都市計画省、道路・運輸開発省、教育・文化・科学・スポーツ省、保健省、労働・福祉サービス庁ら省庁を越えた行政官の連携であり、障害者団体の連携の賜物でもあります。

JICA プロジェクトとして、本書の作成に協力できたことは、非常に嬉しく思います。本書は当然今回限りのものではありません。毎年更新されて行くものです。したがって10年後、20年後には、障害分野の歴史を記した書物にもなると思います。また当然、ウェブサイトでも発信し、アクセシブルな形で地方でも、誰でも読めるように作成していきます。

本書が障害者を始めとするモンゴル国民すべての人に活用されることを願っています。

千葉 寿夫

JICA ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクトチーフアドバイザー

写真：若手障害者勉強会での講義（2017年10月、ウランバートル市国立リハビリテーションセンター会議室）

## 第1章

### 障害統計

本章では、モンゴルの障害統計の基盤となる法制度、リソース、方法、データ、直面している課題及び今後実施すべき活動を説明する。

#### <統計上の定義>

モンゴル障害者権利法<sup>1</sup>の第4.1.1条では、「障害者」とは、身体的、知的、精神的、感覚的な機能障害を有するものと、様々な障壁との相互作用により、他の者と同じように社会への完全かつ効果的な参加機能が限られている者を指す。

他方、モンゴルの「正式統計」（「社会の一部の指標による年次データ」）は、病院・労働認定委員会<sup>2</sup>で障害者と認定された者を対象としている。

同データは先天性、後天性の障害に分類されている。障害のある状態は、身体・知的・精神・感覚的な機能障害がその人にどのように生じているかによって分け、視覚障害、言語障害、聴覚障害、身体障害、精神障害<sup>3</sup>、その他及び重複障害、の6区分に分類されている。

#### 1) 関連法律

モンゴル国は、障害統計の収集・整理・分析・算出のため、次の法的文書、プログラム、国際及び国家開発戦略に準拠している。

##### 1. 法律:

モンゴル統計法（2016年）  
モンゴル障害者権利法（2016年）

##### 2. プログラム:

正式統計開発国家プログラム（2017～2020年）

##### 3. 条約:

国連 障害者権利条約（モンゴル国 2009年批准）  
国連 児童の権利に関する条約（モンゴル国 1990年批准）

##### 4. 開発戦略:

2030年持続可能な開発目標(SDGs)  
2030年モンゴル国持続可能な開発ビジョン  
アジア太平洋地域における障害者の権利実現のためのインチョン戦略

モンゴル国政府が、上記の国際条約、法律、長・短期プログラム、戦略を実施し、政策を計画し、その実績を評価・監視するため、障害統計を利用している。

---

<sup>1</sup> 日本の「障害者基本法」に相当。

<sup>2</sup> モンゴルの障害者認定を行う機関。詳細は第3章に記載されている。

<sup>3</sup> 直訳すると精神障害だが、知的障害も含まれているようである。

## 2) 活動の実施状況

### 情報源

各国は 1800 年代から障害統計を収集してきたが、特にここ 60 年、障害統計調査を推進する国が増えている。アメリカ、インド、ポルトガルなどは、国勢調査に障害に関する質問項目を導入してきた歴史が長い。現在、198 か国が計 700 回もの統計及び世帯調査における障害統計を行っている。(Washington group: History of disability measurement and data availability より)

モンゴル国は、障害の状況に関する統計を、統計局の「正式統計」や行政データ・登録情報から収集している。とりわけ障害課題は多くの分野に関わっているため、各分野の必要性に応じた統計の充実を図っている。

モンゴル国統計法に従い、国家統計局が採択した手法、指標で提供している情報、または統計活動計画に反映されるデータを、「正式統計」と呼ぶ。

障害児・者に関連する正式統計は、次の 3 つである。(表 1 も参照)

- ① 「社会の一部の指標によるデータ」：障害児・者の人数、障害の原因、障害種別を中心とする情報を毎年収集している。同データの障害者は、病院・労働認定委員会により障害者と認定された者である。
- ② 「国勢調査」：モンゴル国の障害者人口、社会、経済及び生活水準の指標を総合的に把握するのが目的。2010 年の国勢調査の障害統計データは、整理・公開もしている
- ③ 「世帯サンプル調査」：科学的な根拠のある代表的、具体的な項目を選択し、詳細情報を収集・分析し、施策やプログラムの達成状況を評価し、今後の活動に向けた基本的情報を保持するのが目的である。世帯調査は、それぞれの目的や内容にあわせて国家統計局が策定した手法を利用している。障害を含む世帯調査の 1 つである「社会経済世帯調査」では、偶数年に詳細な質問紙による調査を実施し、保健、障害をレビューしている。また、「女性の保健・生活経験に関する調査」は、2017 年に初めて導入した世帯調査であり、国連ワシントン・シティグループの短縮版質問紙セットを、15～64 歳の女性を対象に実施した。

表 1. モンゴルの障害統計：種類

国家統計局		政府	
正式統計	「社会の一部の指標によるデータ」(毎年) 障害者、年齢、性別、種別、形態	行政統計	教育・文化・科学・スポーツ省 就学前教育, 義務教育学校在学中の障害児数
	国勢調査 (前回は 2010 年) 人口・世帯データベース 障害者、年齢、性別、種別、形態		保健省 あらゆるレベルの病院で受診した障害者数
	世帯調査: ・社会経済世帯調査 ・労働力調査 ・女性の保健・生活経験に関する調査 ・子ども開発調査 (フブスグル県、ウランバートル市ナライハ区) -2016 ・ワシントン・グループの拡張質問セットのパイロット調査		労働・社会保障省 ・労働・福祉サービス庁 ・職業訓練センターに在学している障害者の人数 ・16 歳以上の小人症、障害年金・手当受給者 ・保健・社会保険庁

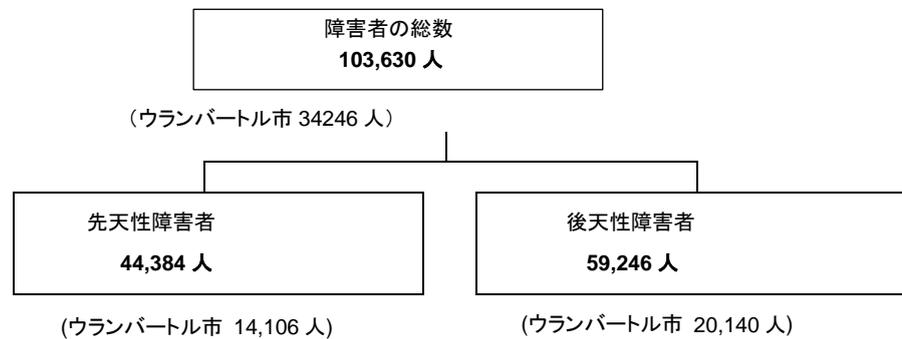
モンゴル国では、障害者施策やプログラムを作成し、また評価するために、正式統計の社会の一部の指標による年次データを活用している。

教育・文化・科学・スポーツ省、保健省、労働・社会保障省が持っている行政データ・登録情報は、病院・労働認定委員会が障害者と認定した者に関する情報、就学前教育、基礎教育、職業訓練センターに在籍する障害者、病院で受診した患者（障害者）及び福祉サービスを受けている障害者数である。

### 基本データ

2017 年の正式統計や社会の一部の指標によるデータによると、モンゴル全国の障害者数は 103,600 人(全人口の 3.3%)であり、そのうち 57,300 人が男性、46,300 人が女性である。障害者の 42.8%が先天性障害、57.1%が後天性障害を持っており、後天的に障害が発現した者の方が多い。2017 年現在、首都ウランバートル市の障害者数は、34,200 人であり、そのうち 18,300 人が男性、15,800 人が女性である。

図 1. モンゴルの障害者数、種別 (2017 年)



後天性障害の原因は、モンゴルの総人口に占める病気、死亡の主な原因である事故と関係している。

障害種別や年齢別にみると、先天的に障害を持つのは少年や青年に多く、年をとるほど後天性障害となる者の割合が増える傾向にある (表 2)。その傾向はウランバートル市でも同様である。後天的障害を障害種別にみると、身体障害者が最も多く、全体の約 4.0% (4200 人) である。

表 2. 2017 年度の障害者人口、年齢別、種別

年齢別	総数		障害種別			
			先天性障害		後天性障害	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
<b>総数</b>	<b>103630</b>	<b>100.0</b>	<b>44384</b>	<b>42.8</b>	<b>59246</b>	<b>57.1</b>
0-14 歳	8 835	100.0	6656	75.3	2 179	24.0
15-17 歳	2 618	100.0	1759	67.1	859	32.8
18 歳以上	92177	100.0	35969	39.0	56208	60.9
<b>ウランバートル市</b>	<b>34246</b>	<b>100.0</b>	<b>14106</b>	<b>41.1</b>	<b>20140</b>	<b>58.8</b>
0-14	3617	100.0	2875	79.4	742	20.5
15-17	830	100.0	620	74.6	210	25.3
18 歳以上	29 799	100.0	10611	35.6	19 188	64.3

また障害者全体のうち、ウランバートル市では知的障害者が最も多く、約 17.7% (6000 人) で、最も少ないのが言語障害者の 4.6% (1500 人) である (統計年報集 2017 年度より)。

ウランバートル市に住む 34,200 人の障害者が全国障害者における 33.0% を占める。残りの 69,300 人 (66.9%) は地方に住んでいる。

### 3) 今後の活動

これまで多くの国々の障害統計は、狭義の定義による障害者の数を重視してきたが、近年は障害者の定義が広がり、障害者が日常生活や社会参加で直面する困難・その原因についても詳細に検討する必要性がでてきた。

これは、障害者が他の人々と平等に社会に完全かつ効果的に参加し、快適な生活を送るべきとの理念に基づき発展してきたものである。そのため、既存の障害統計を改善する必要性が生じてきている。

#### 障害統計及びデータを改善するための事項:

- ・ 正式統計及び各省の行政データ・登録情報、電子データベースを統一し、関連性を確保し、統計の利活用の可能性を拡大させる。
- ・ 世帯調査に国連ワシントン・グループの手法を導入し、障害者の社会・経済状況に関する詳細統計やデータを収集・提供する。
- ・ 2020年に実施予定の国勢調査の後、その結果をもとに、障害に特化したより詳細なサンプル調査を実施する必要がある。障害者の環境との障壁及びその原因を検討し、数量・定量調査などの分析方法も改善し、障害者施策・プログラム・サービスを適切に計画するためのデータを収集する。
- ・ 国際障害分類をモンゴルの特徴にあわせて導入し、コード化し、国際基準にあう統計情報をつくる。
- ・ インチョン戦略の達成を評価する指標の具体的な範囲を定める。
- ・ 調査における情報アクセスビリティの向上。特に、視覚障害者、聴覚障害者から情報を入手したり、彼らがデータにアクセスしたりする手段を充実させる。
- ・ 世界及びモンゴル国の持続可能な開発目標の評価項目を策定し、報告する。

## 第2章

### 障害者の権利、開発、社会参加支援の法制度

本章では、モンゴル国の障害者政策、国内法の整備状況及び国際条約、プログラムを説明する。

#### 1) 関連法律

##### 1. モンゴル国の持続可能な開発ビジョン 2030 (2016年モンゴル大国会決議第19号)

モンゴル国の持続可能な開発ビジョンの目的は、ジェンダーの平等の実現；すべての人に公平で、質の高い保健サービスへのアクセス確保；健全かつ安全な住環境の整備；健康教育の向上；すべての人に公平で質の高い教育の確保；生涯学習に関する国の制度整備；適切な雇用促進であらゆる貧困をなくす；社会における中間所得層の割合を徹底的に増加することである。

障害者に関する記述；障害者の就労及び社会への完全かつ効果的な参加を確保すること。

##### 2. 人口開発政策 (2016年政令第261号採択)

人口開発政策の目的は、持続可能な人口増加を確保し、国民の長期にわたる健康での適切な生活と開発環境を構築し、個人と家族の生活の質を向上することである。

政策目標：

#### 4.1. 「持続可能な人口増加確保」の取り組み：

障害の記述

4.1.14. 労働安全衛生の改善、事故や傷病による死亡率を持続的に減少させ、国民の後天的な障害の発現を予防する。

4.1.15. 障害を早期診断・発見し、障害者や高齢者のニーズに応じた平等で質の高い医療援助やサービスを提供する。

#### 4.3. 「快適な生活環境の整備、生活の質の向上」の取り組み：

障害の記述

4.3.8. 多数の子ども、障害者がいる家族及び母子家庭や父子家庭、独身者や高齢者を支援し、生活水準を向上する。

4.3.9. 障害者が社会サービスを受けられ、家族や社会に完全かつ効果的に参加する環境を整備する。

#### 4.4. 「すべての人が教育を受けられる、発達機会の均等化」の取り組み

障害の記述

4.4.5. 障害などがあり、特別支援教育が必要な児童に対する教育を提供し、教育サービスへの平等なアクセスを確保する。

#### 4.5. 「職業や所得の環境を整備する」の取り組み

障害の記述

- 4.5.1. 一般雇用の促進、高齢者や障害者の労働能力に適した職場作りを奨励する。
- 4.5.5. 女性及び障害者の就労支援

### 3. 障害者に関連する計画

- 1. 「2016～2020年のモンゴル政府行動計画」：社会政策第3章3.3条において、雇用促進、社会福祉の改善のための措置を以下の通り、規定している。

- 3.3.28. 障害者の平等な社会参加のための環境（機会）づくりを目指す政策の実施
- 3.3.29. 障害のある子とない子が共に学ぶ仕組みや環境を整備し、必要なインフラを改善する。
- 3.3.30. 障害児の就学・発達支援サービスの提供、障害者を採用した企業・団体への支援を実施する。

- 2. 「障害者の雇用促進プログラム」

障害者への職業訓練、仲介支援、起業支援、職業能力開発支援研修へのアクセス、財政的支援、その他の特別なサービスへの支援を実施し、障害者に適した雇用環境づくりを促進し、就労を支援する。

- 3. 「2018～2022年障害者の権利、社会参加、開発支援国家プログラム」<sup>4</sup>

同国家プログラムは、2017年11月29日政令第321号により採択された。

### 4. 批准ないし影響を与えた国際的な条約

- 1. 国連児童の権利に関する条約（1989年）
- 2. サラマンカ宣言（1994年）
- 3. 「ダカール行動枠組み」万人のための教育に関する書類（2000年）
- 4. 世界保健機関が2001年に制定した「国際生活機能分類」（ICF）
- 5. 世界保健機関（WHO）、国連教育科学文化機構（UNESCO）、国際労働機関（ILO）によるCBRジョイントポジションペーパー（2004年）
- 6. 国連障害者権利条約（2006年）
- 7. WHO、UNESCO、ILOの「地域に根ざしたりハビリテーション・ガイドライン（CBRガイドライン）」（2010年）
- 8. 国連第64総会決議 A/RES/64/131
- 9. WHO、世界銀行の「障害に関する世界報告書」（2011年）
- 10. 第1回CBR世界会議のアグラ宣言（2012年）
- 11. 2012年アジア太平洋地域における障害者の権利実現のためのインチョン戦略

---

<sup>4</sup> 障害者基本計画に相当。障害者権利法の実施計画

## 5. 障害者に関連するモンゴル国内法

1. 障害者権利法（2016年）
2. 労働法（1999年）
3. 雇用促進法（2011年）
4. 社会保険法（1994年）
5. 社会保障法（2012年）
6. 教育法（2002年）
7. 建築法（2016年）
8. 保健法（2011年）
9. 法人所得税法（2006年）
10. 付加価値税法（2015年）
11. 税関タリフ・関税法（2008年）
12. 個人所得税法（2006年）
13. 他の関連法、モンゴル国大会決議、関連政令

## 2) 活動の実施状況

### 1. 国連障害者権利条約

障害者権利条約に締約後、モンゴル国政府が実施した活動：

- ・ 2012年12月、モンゴル政府が国連人権委員会へ初の報告書を提出した。
- ・ モンゴル政府は権利条約実施計画（2013～2016）を採択し、実施してきた。
- ・ 2015年4月、国連人権委員会でモンゴル国政府の報告書が審議された。
- ・ 2019年、モンゴル国政府が国連人権委員会へ権利条約の実施に関する第2回目の報告書を提出する。

### 2. 障害者権利法の実現に関する取り組み：

次の規則、プログラムを作成し、承認している。

- ・ 2016年政令第136号において、「障害者国家委員会」<sup>5</sup>及び各県や区レベルの「支部委員会」が発足・規則が策定された。また、2017年政令第116号において、「全省及び通信情報技術庁の下の副委員会」が設置された。
- ・ 障害児の「保健・教育・社会保障委員会」2016年政令第200号
- ・ 2017年政令第197号「障害者の手当・控除規則」
- ・ 2017年労働・社会保障大臣令第A/109号により、「障害者証明書発行規則、証明書のデザイン」を採択した。

---

<sup>5</sup>国家委員会＝首相を議長とし、全省の事務次官、労働・社会保障省の大臣と担当局長と課長、障害関連のNGOから12名（うち障害者7名）からなる「障害者国家委員会」（＝日本の障害者政策委員会に相当）が2017年に設立された。また「支部委員会」と呼ばれる地域別の委員会と、全省の下に「副委員会」と呼ばれる、分野・課題別委員会も設置された。

- ・ 2017年労働・社会保障大臣令第A/184号により「障害者自立生活の支援規則」を採択した。
- ・ 2017年労働・社会保障大臣令A/212号により「国際障害者技能競技大会で活躍した障害者への報酬や激励金の交付規則」を採択した。
- ・ 2017年労働・社会保障大臣、食糧・農牧業・軽工業省大臣共同令A/213, A/166により、「盲導犬の訓練・利用規則」を採択した。
- ・ 2017年政令第321号により「障害者の権利、社会参加、開発支援国家プログラム」を採択した。
- ・ 地域に根ざした開発（権利法7章）の基準作成に係るワーキンググループを設置した。

### **国際協力事業**

1. 2015～2019年、中国政府の無償援助により、ウランバートル市に国立障害児開発センターを建設した。
2. 2016年～2020年、国際協力機構（JICA）の「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」を実施中。
3. 2016年～2019年、国際協力機構（JICA）のモンゴル国「障害児のための教育改善プロジェクト」を実施中。

## 第3章

### 社会保障

#### 1. 社会保険<sup>6</sup>

##### 1) 関連法律

次の社会保険法において、障害者の社会保障課題を調整する。

社会保険法  
社会保険基金の年金・手当法  
社会保険基金の労災年金・手当法  
社会保険基金給付の失業手当法  
医療保険法

##### 2) 活動の実施状況

###### *労働能力の損失程度の決定:*

0～16歳の子どもの障害は、保健・教育・社会保障委員会が認定する。

大人（個人）については、病院・労働認定委員会が、労働能力の損失程度を認定する。具体的には、県、区の社会保険事務所の下にある病院や労働認定地方委員会、社会保険庁の下にある病院や労働認定中央委員会が、被保険者の労働能力程度を専門的レベルで認定する業務を果たしている。

病院・労働認定委員会の目的は、病気、事故や労働災害、急性中毒、職業病によって労働能力を全喪失もしくは一部喪失した原因、労働能力喪失率・期間の決定・延長・無効、労働条件の変更、労働時間の短縮を認定することである。

同委員会は県や区レベル（2次レベル）の7～9人の医師で構成されており、内科医、神経科医、外科医、総合病院の医師、社会保険事務所の認定医、社会保険事務所の職員、社会福祉機関の代表、雇用主、加入者、障害者団体の代表が含まれる。

中央委員会は、社会保険庁の認定医、中央保健行政機関の下にある各分野の指定医、雇用主など15人で構成される。

2015年、病院・労働認定委員会は労働能力喪失率・期間の判断に関する法的文書を初めて発行した。2017年、被保険者の労働能力喪失判断の後遺症・後遺障害リスト、労働能力喪失率・期間の見直しに関する決定A/39、A/12号も新たに採択されており、病院や労働認定に関する法的書面もまとめて、発行した。労働能力喪失率は労働能力全喪失（70%以上）、部分喪失（50～69%）との2つに分けられる。

過去に「障害者福祉法」において、障害児の保健・教育・社会保障委員会の設立を定めたことで、2014年1月に中央委員会、県・区では地方委員会が設立された。障害児の早期診

<sup>6</sup> 和訳にあたり、JICA「社会保険実施能力プロジェクト」の日本人専門家にご協力頂いた。

断を行うだけでなく、障害児の発達プログラムの作成・実施も推進するようになってきている。

モンゴル政府は社会保障課題を重視し、関連措置を講じているが、社会保障、福祉が必要な障害者数は減っていない。

2016年現在、労働能力喪失率・期間の判断を受けた被保険者は11万2023人であり、それは総人口の3.6%である。精神病、神経病、事故、循環器病、目の病気が労働能力喪失の優先原因となっている。それらは労働能力を喪失した全障害者の60%を占める。

### **社会保険サービスの種類:**

保険加入者に対し、社会保険サービスとして次の種類の社会保険を提供している。

- ・ 年金保険
- ・ 手当保険
- ・ 失業保険
- ・ 労災保険
- ・ 医療保険

## **1. 老齢年金**

20年以上年金保険料納付済期間を有する者が、60歳（女性55歳）に達した場合、老齢年金を受けられる。

### 部分年金

10年以上20年未満の年金保険料納付済期間を有する者が、60歳（女性55歳）に達した場合、保険料納付期間に応じて算出された部分年金が払われる。

### 特例措置

- ・ 養子を含む4人以上の子どもを3歳から6歳まで育てた母親で、20年以上の年金保険料納付済期間を有する者が、50歳に達した場合、自らの希望で老齢年金を受けられる。
- ・ 坑内、又は有害、高温の環境下、過酷な労働条件の下、労働をしていた者は、法律に規定する要件を満たした場合、男性は50歳又は55歳、女性は45歳から老齢年金を受けられる。

なお2018年1月1日より、老齢年金の受給開始年齢は、毎年6カ月ずつ引き上げられることに決定している。

60歳になり、老齢年金の支給を申請する者に必要な年金保険料納付期間（20年）は、2018年1月1日より毎年3カ月ずつ引き上げられることが決定している。

## **2. 障害年金**

保険の一つの種類であり、労働能力の損失程度が認定された被保険者が障害年金を受給できる。障害年金とは、就労をしていた者が保険料を納付していた時、労働能力喪失率・期間

を定められた者が、労働能力喪失期間中及び労働能力が回復されるまでの間、生活費として関係基金から過去の給与の一定額を毎月支給する給付を指す。障害年金を受給しており、老齢年金の対象となった者は、その者の労働能力が全て喪失された年ごとに1%増やす。

### 3. 労災保険・職業病保険サービス

労働災害や職業病によって労働能力を損失した被保険者については、社会保険料納付済の勤務年数によらず、平均月給、所得、加入者の労働能力喪失割合で障害年金が定められ、支給される。また、社会保険庁は、労働災害や職業病によって障害を負った被保険者が療養所に入所した場合、その入所費や往復交通費を年一回、支給する。

### 4. 失業手当

失業手当は、退職証明書の発行前24か月以上、最後9か月連続で社会保険料を納付していた場合に受けられる。失業手当の最低給付額は、1か月の最低労働賃金の75%以上である。法律に従って、被保険者は社会保険庁に申請した翌日から平日76日間の間、失業手当が支給される。

### 5. 労働能力喪失一時的手当 出産育児一時金、葬式料

労働能力喪失一時的手当:傷病、事故によって一時的労働能力を喪失する前3か月以上、保険料納付済の被保険者を対象とする。事業主、医療・社会保険機関は、加入者の労働能力喪失一時手当を、平日で50%、55%、75%という等級を付け、支給する。事業主は、被保険者が労働能力喪失した後の最初の平日5日間分の手当を支給する。社会保険機関は、6日目から労働能力が回復されるまで、または、労働能力喪失年金の受給開始までの平日66日間、もしくは、年間、複数回、病気になった場合には平日132日間分の手当を支給する。

## 3) 今後の課題

非感染症疾患、病気、事故の発生率を減少し、労働能力の喪失の予防・早期発見が不可欠である。また障害のある労働能力を喪失した被保険者は、健康状態を定期的に管理・治療し、リハビリテーションサービスの種類、質、アクセシビリティを向上させ、社会のあらゆるレベルでの参加が促進され、教育や就労の機会を均等化されるべきである。

## 2. 社会福祉

### 1) 関連法律

- ・ 社会保障法
- ・ 障害者権利法
- ・ 多数の子を育児する母親への報酬法
- ・ 多数の子を有する母子家庭、父子家庭への手当法（/2018年1月1日より施行/）

### 2) 活動の実施状況

#### A 障害者を対象とする福祉年金

##### 福祉年金

社会保障法第 12.1 において、「福祉年金とは、社会保険法に基づいて受給できない次の者を対象とし、毎月給付する」と記載されている。

- ・ 労働能力喪失率が 50%以上で、16 歳以上の者；
- ・ 16 歳以上の小人症の者

福祉年金額は 2013 年に 103,000 トウグルグだったが、2014 年に 115,000 トウグルグ、2015 年に 126,000 トウグルグ、2016 年に 140,000 トウグルグ<sup>7</sup>と増額している。

##### 福祉手当

社会保障法第 13.1 条に規定に基づき、福祉手当は、次の条件でも受給することができる。

##### 介護費として

- ・ 1 人暮らしの高齢者や障害者を介護している者
- ・ 常に病院に通う必要がある者や、常時介助が必要な高齢者、障害児・者の介護者

##### 特例生活支援助成金として

- ・ 常時介助を必要とする 16 歳未満の障害児に対し、社会福祉年金と均等する援助金（＝毎月 140,000 トウグルグ）
- ・ 常時介助を必要とする 16 歳以上の障害者に対し、3 か月ごとに、60,000 トウグルグを支給

#### B. 障害者を対象とする福祉サービス

障害者権利法に基づき、次の給付金、割引を受ける権利を有する。

##### 公的補助・給付金

社会福祉法第 18 章に規定される 9 種の福祉サービス対象者に障害者が含まれている。

---

<sup>7</sup> 1 か月に約 6,300 円程度。ちなみにモンゴルの最低生活水準額を聴取した所、約 8,140 円（18 万 5000 トウグルグ）である。1 トウグルグ＝約 0.044 円（2018 年 3 月 JICA 統制レート）で計算。

## 各種介助サービス

社会保障法第 19 条に規定される各種介助サービスとは、1 人暮らしの者、自立生活が不可能な者、要介護が必要な 1 人暮らしの者を対象とし、食べ物、介護、社会開発サービスを提供する。

### 社会開発サービスとは

- ・ 食糧・栄養支援サービス（社会福祉支援、援助が必要な世帯、個人）
- ・ 教育支援サービス（教科書の無料配布）
- ・ 医療支援サービス（政府が医療保険料を負担する）

上記に記述した 3 種の社会開発サービスは、障害児・者を対象とする。

## 助成金、給付金一覧

1. 常時介助が必要な 16 歳未満の障害児、全盲の者、聴覚障害者、小人症の者、常時介助が必要な労働能力全喪失者にアパート代、セントラルヒーティングに接続されていない一戸建てやゲルに住んでいる場合には燃料費をそれぞれ年一回支給する。
2. 18 歳未満の障害児が利用する国産の補装具費として、補装具の期限切れや当該障害児の発達によって身体に装着できなくなった場合、補助金を 100%支給する
3. 労災職病保険基金から、補装具の製造、リハビリテーション医療に関する特別控除適用を受けてない障害者の国産補装具の購入費を、3 年に一回補償する。
4. 18 歳未満の障害児及び労災職病保険基金から義肢装具の製造、リハビリテーション医療に関する特別控除適用を受けてない障害者には、国産の補装具、整形外科代、車椅子など支援機器費用として、3 年に一回 100%の代金を還付する
5. 障害児及び介護者が、幼稚園、学校に通うための交通費を支給する。またはバスで輸送する
6. 全盲者、聴覚障害者、言語障害者のコミュニケーション・通信費の一部を控除する。
7. 国内保養所で治療を受ける必要がある者の往復交通費や一日の入所費は、医療保険加入者の普通ベッド代を計算し、次の割合で年一回支給する。

障害児に 100%;

障害児の介助者に 50%;

労災職病保険基金から給付金を受けてない障害者に 50%

8. 全盲の障害者が病院の判断により治療や保養所の入所する場合、県から首都へ、首都から県へ行く場合の往復交通費の 75%を年間一回、支給する。
9. 首都から 1000 ㎞以上離れた距離に住んでいる障害者が、県の総合病院の専門医監査委員会の決定で首都の病院で治療、診断を受ける場合、往復交通費を年一回支給する。
10. 障害児及び労働能力全喪失者の子ども 1 人あたりの幼稚園の食費を一部免除する。
11. 障害児が子どもキャンプ場で休む為の料金の 50%を年一回支給する。
12. 障害児が病院の認定により水治療法を受けた場合、医療料金の 70%を支給する。
13. 視覚障害者が点字で書く手紙、絵葉書、点字図書、10 ㎞までの郵便物、視覚障害者用の機材、用具の国内郵便料金は無料とする。

14. 社会保険法で規定する葬式費用を受けることができない者、障害者及び障害児が死亡した場合、その葬式費用として社会保険基金の葬式手当と均等する額の助成金を支給する。
15. 骨盤機能が失われたと病院が認定した障害者には、必要な介助、衛生用品を支援する。
16. 社会保障法に従い、障害者に保養所や地域に根ざした社会福祉サービスを提供する。
17. 社会福祉支援の対象として登録済の障害児・者、介護者に対し、福祉サービスを提供する。
18. 障害者の公共交通料金は、無料とする。

### 3) 今後の活動

- ・ 社会保障法の改正を障害者権利法及びその施行規則に反映し、権利法を改正する。
- ・ 「常時介助が必要な障害者」の詳細な基本要件を作成し、承認・遵守する。
- ・ 障害者権利法に記載されている、「骨盤機能が失われたと病院に認定された障害者に必要な介助、衛生用品の支援」の費用を算出し、政府予算に組みこむ。

## 第4章

### 就労

#### 1. 雇用

##### 1) 関連法律

国際労働機関（ILO）の「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」（ILO 159号条約）には、障害者の適切な職業への就労と継続、昇進の機会の均等化、平等性の確保、自らの職業の選択などが規定されている。

さらに同条約は、職業リハビリテーションの編成、労働市場への自由な参加と就労、リハビリテーションに関連するインフラ整備、障害者の労働時間の短縮、特殊機器の税金や他料金の免除、情報提供、障害者の地域社会への参加促進、教員の養成を実施するよう締結国に勧告した。

モンゴル国政府は同条約に批准し、障害者の労働権を確保するため、国内の関連法で以下を規定している。

- ・ 労働法に従い、25人以上の授業員を雇用する企業や機関に対しては、4%かそれ以上の障害者や小人症の雇用を義務付ける。また障害者の労働時間を短縮し、有給休暇を延長し、企業の障害者雇用数を決定する。法律に従わなかった場合には、罰金的に徴収する納付金を課す。
- ・ 諸外国への労働者派遣・外国人労働者・専門家の受入れ法に従い、モンゴル人を雇用する外資企業・機関との基本条件として、モンゴル国籍者が海外で勤務中、労働能力を全喪失または一部喪失した場合、事業主から雇用者への給付金、手当、補償金の額の記載を新たに加えた。外国で働くモンゴル人の社会保障も改善し、障害者となった場合は、リハビリテーションサービスを受ける機会も促進する。
- ・ 企業所得税法に従い、25人以上の従業員を雇用する企業の2～3%以上の従業員が視覚障害者である場合、企業所得税を免除する。50%以上の労働能力喪失者を雇用している企業に対しては、全従業員における障害者の割合によって、所得税を減税する。障害者が非政府機関を立ち上げた場合、該当する会計年度の法人所得税は100万トゥグルグを引いた額を納めれば良い。

モンゴル国雇用促進法には、障害者の雇用促進・創出のため、障害者を雇用する事業主に対し、助成金、報奨金を支給する規定がある。労働法第111法に従い、2009年政令第26号では以下の罰金（納付金）額を決定した。

**企業、機関が障害者や小人症の者を雇用していない場合、不足人数1人当たりの毎月の納付金**

No	企業や機関の従業員人数	50人未満の従業員の雇用	51人以上の従業員の雇用
1	ウランバートル市、オルホン県、ダルハンオール県	最低労働賃金の40%	最低労働賃金の50%
2	他の県		最低労働賃金の30%

モンゴル国労働法第 111.6 条項に基づき、「企業、機関が法定の納付金を 24 カ月間連続で支給した場合、その後の 12 カ月分の納付金は免除される」（同条項は 2008 年 1 月 15 日の法律により追加）。徴収した納付金は、障害者雇用促進基金に納められ、障害者雇用の促進を図るプログラム等の実施に融資される。納付金は、雇用促進基金の 20%にあたる。

## 2) 活動の実施状況

国家統計局の 2017 年の調査によると、労働人口における障害のある就業者数は 1 万 9974 人である。就業中の定年齢者は 3018 人、失業障害者は 7 万 3285 人である。

就業している障害者の職種は、自営業 41.7%、有給の従業員 35.7%、家庭内生産活動・現金収入無し 20.1%、雇用主 1.6%、組合・団体メンバーが 0.3%である。

2017 年 10 月、ウランバートル市行政監察局は、障害者の就業状況を調べるため、636 社を監査した。その結果、192 社が法定雇用率を未達成であり、納付金も納めていなかった。よって国の検査官が 116 件の検査書類を作成し、3 億 4800 万トゥグルグの補償金を請求した。そのうち 97 社は既に 2 億 7700 万トゥグルグを障害者雇用促進基金に納付した。また、125 社に対しては、2540 万トゥグルグの行政責任を負わせ、うち 100 社に対し、検査官が 6 条の規定を記載した指導書を送付した。専門監査庁が労働法第 111 条に適合した決議、規則の実施状況を監視し、その結果を 11 月 25 日までに整理・報告した。

なお企業と比べ、行政機関は、納付金の予算を用意していないため、支払いにくいという課題も指摘されている。

### 障害者の雇用促進プログラムの実績(2017 年度)

	措置	2017 年の実績		
		人数	金額	達成割合
1.	職業準備措置	672	44,362.0	81%
2.	雇用仲介サービス	171	7,020.0	13%
3.	財政的な支援 (100%返済)	898	2,053,310.0	98%
4.	売上支援	515	93,914.5	50%
5.	職場貸賃の割引		67,542.0	68%
6.	経営能力研修	2729	57,657.5	69%
7.	職業訓練	584	144,636.0	83%
8.	雇用主への報奨金	213	81,792.0	36%
9.	雇用主への助成金		677,530.0	60%
	合計	5782	3,227,764.0	78%

### 3) 今後の活動

雇用促進法は 2001 年に始めて採択された法律で、2011 年に改訂されて以降、計 11 回もの改正がなされた。2016 年 2 月 4 日にも法律の一部が改正された。予算法や関連法の改正に基づき、中央労働担当行政機関の義務、雇用促進管理組織の編成についても、変更を追加してきた。

現行の雇用促進法には、雇用促進活動の範囲、種類、形式、それに沿った実施サービス、措置、雇用創出機関及び登録、情報体制、原資調達メカニズム（雇用促進基金）、当事者の権限や義務を明確に記載しているが、国の社会・経済現状により、同法の改正は不可欠であろう。

SDGs の第 8 の目標が、「包摂かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的雇用、働きがいのある人間らしい雇用促進」であり、2030 年までに男性、女性、若者や障害者を含むすべての人々の完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事、同一労働同一賃金達成という目標が設けられている。

その目標の達成状況を測定するため、国家統計局は、労働力調査の内容や質問紙を適宜変更し、3 ヶ月毎に、障害者の失業率、平均時給に関する統計の収集を推進している。

## 2. 職業訓練

モンゴル全国には 83 校の技術教育・職業訓練機関があり、そのうち 50 校が公立、33 校が私立である。2017～2018 年の全国の在学者数は 3 万 5831 人であり、そのうち 673 人が障害のある在学者（女性 352 人）である。

障害種別では 223 人の視覚障害者（そのうち女性 119 人）、言語障害者が 79 人（女性 42 人）、聴覚障害者 111 人（女性 55 人）、身体障害者 116 人（女性 63 人）、精神障害者 58 人（女性 33 人）、多種の障害者が 86 人である。

### 1) 関連法律

1. 技術教育・職業訓練法
2. 教育法
3. 障害者権利法

#### **技術教育・職業訓練法の施行**

同法は、職業訓練の内容、目的、組織、管理を定義し、国民の職業訓練への参加を推進している。職業能力開発・向上研修は、労働市場や雇用主の希望に応じて研修内容を調整し、障害当事者の権利や義務に関する内容も取り入れている。

障害者の受入れを行う職業訓練センターでは、教員の能力を強化し、指導能力の向上研修を定期的に行っている。

#### **職業訓練及び技術教育開発国家プログラム**

同プログラムは、モンゴル国の開発政策と合致し、労働市場の需要と、国民のニーズ、才能、興味を踏まえた技術及び職業訓練を提供し、包摂的かつ質の高い教育を効率的に図るための計画である。

同プログラムでは、職業訓練、技術教育の内容を、労働市場の需要に応じて改善していくため、官民連携の仕組みの構築・継続を目指す。また、産業界のニーズに対応するため、教育内容を多様化し、教育基準、課程を変更し、教員の指導方法及び教員の能力をエンジニア、技術者と同等レベルまで強化し、現代のニーズに適合した教育環境を整備する。また必要な教科書、教材を提供し、国民のニーズに基づくサービスを導入し、適当な法制度を整備することなどが記載されている。

同プログラム第 4.4 条項「実施活動」には、障害者の職業訓練への平等な参加を促進するための規定がある。

同プログラムの 2019 年の中期目標、2021 年の目標達成に向けて、評価・評価を行う計画がある。

## 2) 活動の実施状況

国立及び私立の職業訓練センターの紹介:

### 国立リハビリテーション・センター

同センターは、モンゴル全国で障害を予防し、社会の障害に関する理解を促進し、障害者のニーズに応じた職業訓練を実施し、医療サービスを提供し、リハビリテーション機器、人工器官の製造などを行う、総合的なリハビリテーションサービスを提供する中核機関である。



同センター併設の職業訓練校では、障害者向けの職業訓練を実施している。15～45歳の障害者を対象とし、1～2.5年間の訓練コースを行う。他の職業訓練センターとは異なり、過去の教育歴に寄らず、不登校や義務教育を受けてない障害者へも職業訓練を提供できる。

市場ニーズに対応した障害者教育も実施しており、コミュニケーション、生きる力、起業、英語、体育、健康及び技術教育の科目については、理論（20%）と実践教育（80%）を兼用し、習得させている。

職業訓練コースの内容は、調理師（1年間コース）、パン・菓子製造士、縫製士（2.5年間コース）、木大工、土産製造士、グラフィックデザイナー（2.5年間コース）、携帯電話・電話機修理士の7つである。

## 教育環境



20～25人用の学生寮があり、年間90～120人、16～45歳の障害者を受け入れることができる。1クラスの人数は8～12人（うち、20%は障害のない者）、就学期間は1～2.5年間である。

首都・区・県の労働・福祉サービス課と連携し、職業能力開発の1か月の短期コースも行っている。

また、聴覚障害団体と協力し、行政機関や非政府機関への初級手話通訳研修（教員、社会福祉士対象）も行っている。

### 国立リハビリテーションセンターの学生寮



現在、校長1人、マネージャー1人、雇用仲介担当者1人、専門技術教員9人、手話通訳者1人、図書館員1人、基本科目の教員4人等計18人の教員が務めている。

同センターでは、過去4年間で計335人の障害者が職業訓練コースを受講した。

#### 2014～2017年の実績

No	学年	障害のある学生人数
1	2014-	85
2	2015-	65
3	2016-	69
4	2017-	116
	合計	<b>335</b>

#### 2017～2018年の実績

No	専攻	障害のある学生数
1年間コース		
1	携帯電話、電話修理者	12
2	土産製造師	12
3	木工大工	12
4	パン・菓子製造者	12
5	調理師	12
2年半のコース		
1	裁縫製品の職人A	12
2	裁縫製品の職人B	11
3	グラフィックデザインのコースA	12
4	グラフィックデザインのコースB	10
5	グラフィックデザインのコースB	11
<b>全在学者数</b>		<b>116</b>

#### 視覚障害者協会の職業訓練センター

2016年7月現在、同職業訓練センターは視覚障害者を対象に、2年間の4つのコース（マッサージ、馬頭琴、パソコン、カシミア・羊毛の加工）を運営している。また、ドナー機関の財務支援により、地方の視覚障害者に対する白杖の歩行訓練とトレーナー育成も行っている。マッサージのコースは日本で研修を受けた10人のトレーナーが教えている。地方からの研修者のため、14人用の宿泊可能な寮（国家予算で建設）で年間70名～80名の研修員の受入れが可能である。



白杖の歩行訓練



マッサージ室

## その他の職業訓練センター

モンゴルでは一般のセンターでも失業者や障害者の職業訓練を行う。障害者が職業訓練を受講する授業料は、1人当たり約13万トゥグルグであるが、30%を追加し、労働社会保障省の研修担当課が負担している。

障害者団体等のNGOでも職業訓練を実施している。例えば、NGO「ビジネスインキュベーションセンター」は、「権利の実現」、「企業の雇用促進」、「社会意識の改革」などの研修を実施した。このような研修を実施している70もの機関があり、健常者、高齢者年間7000～8000人が研修を受けている。2014年からは、障害者だけを対象とする研修も実施している。また、国立リハビリテーションセンターと連携した研修も実施している。

### 3) 今後の活動予定

2016～2020年のモンゴル政府行動計画、人口開発政策、職業訓練・技術教育開発国家プログラムらに記載されている措置に従い、国立リハビリテーションセンターでは、職業訓練・雇用促進に向けて、次の取組みを実施していく予定である。

- ・ 既存の教科書を、障害者の固有のニーズに応じ、より利用しやすい形式で改善する（音声式、ビデオ、DVD、点字、絵本）。
- ・ 職業教育、教育機関の「教員開発プログラム」を実施する。
- ・ 障害、リハビリテーション、特別支援教育に関する調査・研究事業とデータベースの構築
- ・ 大学で障害啓発研修を実施する。
- ・ 中央地域の職業訓練センターで障害者を対象とする研修を推進する。
- ・ 教育計画に従い「能力に基づく教育課程」を学校の特徴に応じて改善する。
- ・ 卒業者向け「雇用促進センター」活動を改善する。

## 第5章

### 保健

#### 1) 関連法律

2017年政令第24号で、「保健政策」が採択された。目的は国民の医療ニーズを踏まえた保健サービスの提供、病気の予防、エビデンスに基づく健康診断、最新技術を用いた治療の導入、患者に配慮した財政体制・支援、サービスの質や医療へのアクセスの向上を図り、平均寿命を延ばすことである。

##### **保健法**

保健法の目的は、保健政策の基本原則を定義し、国民が健康保護、応急処置、保健サービスを受ける権利を確保するため、企業、機関、役人、市民の役割を定め、保健機関とその従業員の活動との関係を調整することである。

##### **病院医療サービス法**

同法の目的は、国民に対する保健サービスの運営、管理、資金調達、監査にかかる関係活動を調整することである。

##### **精神保健法**

同法の目的は、国民の精神的な健康を保持・増進し、精神疾患の予防に関する政策、基本原則を定義し、精神障害者の権利保障、生活と社会復帰、自立の促進に必要な支援、精神的な援助を受けるための個人、法人の役割、精神保健サービス機関、病院専門家の活動の法制度を整備する規定を調整することである。

##### **リハビリテーションサービス開発戦略**

2011年保険大臣令第288号でリハビリテーションサービス開発戦略が採択され、2011～2015年に施行された。本戦略の目的は、国民の健康ニーズに基づくリハビリテーションサービスを開発・支援し、生活の質を向上することである。

##### **聴覚障害・難聴の予防、監査国家戦略 (2010～2019年)**

第1期 2010～2014年

第2期 2015～2019年

目的：国民の聴覚障害、難聴の程度を認定し、2019年にその認定率より5%低下させる。また聴覚障害、難聴の発症原因を究明し、その予防対策を講じ、聴覚保護に関する活動を支援する。あらゆる保健サービスの段階において、耳・聴覚の治療を提供するシステムを構築し、難聴の早期診断、治療、リハビリ、予防などを実施するための多種専門機関の技術を向上させる。

##### **リハビリテーションサービス規則 (2015年保健大臣令第487号)**

同規則の目的は、保健法を施行し、リハビリテーションサービスを提供する各機関の関連性を調整すると共に、専門家への指導、リハビリテーションサービスの持続性の確保、心身障害や社会参加の障壁を軽減・除去するため、病院及び社会保健の多面的な活動を調整することである。

### 「第2回精神保健国家プログラム」(2010～2019年)

第1期：2010～2014年  
第2期：2015～2019年

目的：国民の精神的健康を保持し、精神保健の一次救命処置及び地域に根ざした支援サービスを拡大させ、精神疾患や習慣病の発症を軽減するための体制を整備することである。

### 「生活習慣病の予防・監査国家プログラム」(2014～2021年)

第1期：2014～2017年  
第2期：2017～2021年

目的：個人、家族が地域に根差した健康的な生活習慣を継続し、生活習慣病の検診マネジメントを改善することで、予防可能な非感染性疾患、能力低下、急逝の減少体制を整備することである。

### 「事故・暴力防止国家プログラム」(2010～2016年)

第1期：2010～2012年  
第2期：2013～2016年

## 2) 活動の実施状況

### リハビリテーション

障害者の日常生活における自立や社会参加を促進し、積極的な社会構成員とするため、リハビリテーションは非常に重要な役割を果たしている。

世界保健機関は、「リハビリテーションとは、能力低下やその状態を改善し、障害者の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を含んでいる」と定義する。同定義は、リハビリテーションサービスとも関係しているが、重要なのは、障害者にとって必要な社会的統合を達成するためには、社会の障壁の除去を促進すべき。としていることである。

### 地域に根ざしたリハビリテーション(CBR)

1978年、「西暦2000年までにすべての人に健康を」と目標を定めたアルマ・アタ宣言が採択された。専門病院のリハビリテーションサービスに限られていることを考慮し、世界保健機関は、障害者の生活の質を地域住民の参加を通して改善するため、「地域に根ざしたリハビリテーション(CBR)」なる戦略を紹介した。2004年、世界保健機関、国連教育科学文化機構、国際労働機関により、CBRに関する新たなジョイントポジションペーパーを発表した。その後、2010年、世界保健機関は、世界中でCBR戦略を実現・推進するため、CBRガイドラインを発表した。

2017年、モンゴルでは、世界保健機関の公式許可を得て、国立リハビリテーションセンター、AIFO(イタリアのNGO)、ワールドビジョン・モンゴルが技術・財政的支援をし、CBRガイドラインのモンゴル語版(モンゴルの事例も記載)を発行した。CBRは、30年以上、世界90か国で実施されており、その1か国はモンゴルである。

その他、モンゴル政府は行動計画を推進すると共に、保健大臣令により毎年12月を「障害者健康支援月」と宣言し、あらゆるレベルの保健機関において、障害者のサービスへのア

アクセスを促進し、保健サービスの利用を妨げる要因を取り除くための措置を講じてきた。例えば、次の通りである。

- ・ 病院の受付職員を対象とする初級手話研修を実施した。
- ・ 区と総合病院は、障害の早期発見のため、「母子健康手帳」の記入を管理し、親、保護者への相談サービス会を開催し、家庭訪問による心理相談を行い、必要に応じて第3次病院へのリファーと治療を促進した。
- ・ 中央病院、特別専門センターにおいて、障害児の口腔健診を実施した。
- ・ 障害者への社会健康教育を促進するため、専門医が診断、研修を行った。
- ・ あらゆるレベルの医療機関の医師、病院職員を対象に、障害者に対する正しい理解と態度を形成するための活動を行った。
- ・ 障害者の固有のニーズに応じたサービス、設備を提供し、利用しやすい環境整備を推進した。

### 3) 今後の活動

障害者権利法に基づき策定された「2018～2022年の障害者の権利・社会参加・開発支援国家プログラム」の目標の1つである、「障害者の健康を可能な限り引き上げる」ための活動を遂行していく。

## 第6章

### 教育

#### 1) 関連法律

障害のある児童・若者の教育に関する法制度は以下の通りである。

##### 1. 法律

1. モンゴル国憲法
2. 教育政策
3. 教育法
4. 就学前教育法
5. 小・中等教育法
6. 高等教育法
7. 高等教育の財政及び在学生の社会保障法
8. 障害者権利法

##### 2. モンゴル国大会議の決議及び政令

1. 2013年モンゴル大会議決議第19号
2. 2012年政令第185号
3. 2014年政令第71号
4. 2015年モンゴル大会議第15決議
5. 2017年政令第162号
6. 2017年モンゴル大会議第46決議
7. 2017年モンゴル大会議第24決議

##### 3. 大臣令

1. 2017年5月11日教育・文化・科学・スポーツ大臣令 A/195号「特別支援幼稚園・学校に関する一部措置」
2. 2017年5月11日教育・文化・科学・スポーツ大臣令 A/196号「法律の施行に関する一部措置」

教育法の2013年、2016年の改正で、次の項目を加えた。

- ◇ 義務教育学校は、障害児へのリハビリテーション、体力向上、自立支援サービスを行うこと。
- ◇ 障害児のリハビリテーション、体力向上、一時救命処置を担当する医師、看護婦、補助員、作業療法士、心理療法士が就任すること。
- ◇ 小・中等特別支援学校は、中央教育担当行政機関の下に移管する。
- ◇ 義務教育学校の在学中、障害児数に基づき特別専門教員、補助員、心理療法士、看

- 護士、作業療法士、社会福祉士の採用を承認する事
- ☆ 特別支援学校は、リハビリテーション室を設けること。

2013年2月8日、モンゴル大国会決議第19号「障害者の社会保障法の改正法案の施行に関する一部措置」では、手話通訳教員、指導教員、医師、理学療法士の養成のため、教育国有基金の奨学金契約によって、毎年20人未満を留学させることを決定した。

2012年モンゴル国政令第185号「規則承認」により、障害のある生徒一人当たりの国からの費用（通常の3倍）を障害児が在籍する一般幼稚園や通常学校も対象とすることとした。

2014年政令71号の第1附属「高等教育機関の在学者対象の奨学金給付規則」が採択された。同規則第4.1.2条項において、障害のある者または父と母の二人ともに障害がある大学生（学士課程）、もしくは第4.1.3条項における労働能力全喪失者がいる家族の大学在学者（学士課程）は、1人分の授業料を国が負担する。

2013年8月16日教育・文化・科学大臣令A/311号「教育計画・学年度の組織編成」の「知的障害学校の教育計画」（第4附属）、「聾学校の教育計画」（第5附属）、「盲学校の教育計画」（第6附属）をそれぞれ採択した。

2017年11月13日～20日に実施された日本での研修には、モンゴルの特別支援学校の教員、一部の関係機関の管理職員が参加し、日本の教育政策や施行を学び、東京都北区の特別支援学校等の活動も視察した。同日本研修は、2017年6月9日モンゴル大国会決議第46号第8条を実現する枠組の一環で実施された。

その他、特別支援学校<sup>8</sup>に在学している障害のある生徒一人一人が、教育的ニーズにあった教育を十分受けられるよう、活動している。

## 2) 活動の実施状況

### A. 障害のある生徒の学習支援

2016～2017年の統計によれば、モンゴル全国で、障害のある1513人が幼稚園、8362人が義務教育学校に在籍している。義務教育段階の総障害児の1638人は特別支援学校に在籍している。



#### 特別支援学校の給食が開始

2017年、モンゴル国政令第162号により、給食費が2400トゥグルグと承認され、2017～2018学年度から、特別支援学校の1～12年生が初めて給食サービスを受けた。

<sup>8</sup> 直訳すると特別学校。モンゴルに計6校（盲学校1、ろう学校1、知的障害児等を対象とする学校4校）ある。

障害のある生徒への給食サービスが始まり、給食で一日に必要な食事の 40～45%を摂取することができるようになった。これは、子どもの健康的な発達と就学に重要な支援である。国の予算で 6 校の義務教育学校の厨房用品を改善した。



### 教科書の改善、教材の配置

同年、国の予算 1 億 7500 万トゥグルグで、特別支援学校の小学校 4 年生の教科書が配布された。



1. 図学、技術 I-V /知的障害のある生徒/
2. 数学 IV /知的障害のある生徒/
3. モンゴル語 V /知的障害のある生徒/
4. モンゴル語 V /聴覚障害者/

「モンゴル手話法」での教育の実現を目指し、国連児童基金からの 2,450 万トゥグルグで、就学前の聴覚障害児が使いやすい 1000 語彙の初級「手話絵本辞典」を発行した（写真左）

### B 就学できない障害児への取り組み

2017～2018 学年度、モンゴル全国では 26 の生涯教育センターが 326 単位の授業を行っており、計 9,291 人の生徒が在学している。そのうち 18.5%（1716 人）が障害のある生徒であり、うち知的障害児が 30.9%、重度障害児が 4.5%である。障害児のうち、39.8%（683 人）が初等教育、中等教育 41.6%（714 人）、高等学校 18.6%（319 人）である。

寝たきりの障害児や重度障害児が、文字の書き方や初等・中等教育を受けられる事業もある。生涯教育センターがウランバートル市バヤンズルフ区第 4 ホローの寝たきり及び重度障害児の教育ニーズを検討の上、8 人の障害児への訪問教育を開始している。

### C. 特別支援学校・幼稚園の教員養成・研修の取り組み

モンゴル教育大学の教育研究センターでは、2013 年 10 月から、特別支援学校・幼稚園の教員を養成する目的で、1 年間の学士課程 2 コースを開講している。2013 年～2014 年度 46 人、2014～2015 年度 31 人、合計 77 人が卒業し、特別支援学校・幼稚園、非政府機関で務めている。本課程を拡大し、2015～2016 学年度から、3.5 年間の学士課程コースとなった。現在、1・2・3 年生の計 58 人が在学している。モンゴル教育大学の 1 年間コースに在学した 16 人の特別支援学校教員には、奨学金を支給した。

フブスグル県の通常学校では特別支援学級を開設し、14 人の教員が特別支援教育の指導方法研修を受講した。

手話通訳協会と連携し、特別支援学校の教員学部 3・4 年制の学生を対象とする「手話通訳」の授業の内容を改善した。

JICA「障害児のための教育改善プロジェクト」のパイロットサイトとして、特別支援学校4校、フブスグル県通常学校2校が選ばれ、8人の教員が、2018年1月に日本での研修に参加した。

#### **D. 教育環境の改善にかかる取組み**

世界銀行の「教育の質の改善プロジェクト」では、障害児用教材の品質の改善のため、3億300万トウグルグが投資されている。

JICA「障害児のための教育改善プロジェクト」では、特別支援教育を促進する様々な技術・手法が試行されている。その1つとして、「ミニプロジェクト」と呼ばれる活動があり、モンゴル教育大学管轄の第249幼稚園、ホブド県ジャルガラント郡第7学校、「聴覚障害教育」NGOが、それぞれ1200万トウグルグの協力を得た。

アジア開発銀行は第29特別学校の監視カメラ、照明の設置のため8000万トウグルグを供与した。

### **3) 今後の活動**

6校の特別支援学校に必要な用具、設備、機材のリストを作り、計21億トウグルグを、2018年度教育分野の予算に計上している。特別支援学校別に1台のバスを贈呈する予定である。また、特別支援学校の薬品、学習や実習の財源を前年比で2倍増やし、4億1260万トウグルグを計上している。

義務教育学校の教育課程、指導法、評価、教育計画に沿い、生徒の自立生活、学習能力、生活上の教育を促進し、彼らの身体機能を回復していく。また、専門教育・技能証明書を発行する柔軟性のある教育の仕組みを整備するための作業部会を設置する。

教育開発政策の一環として、JICA「障害児のための教育改善プロジェクト」では、「個別教育計画のモデル及びマニュアル」を作成し、特別支援学校4校および通常学校8校で試行する。

## 第7章

### アクセシビリティ

#### 1. 物理的アクセシビリティ

##### 1.1 建築物

###### 1) 関連法律

「都市開発法」第20章の障害者向けインフラ整備の項目で、「障害者の自由な移動の円滑化が検討されていない都市計画、設計、設計図などは、許可しない」と規定されている。

また、「建築法」第15条(改正版)では、「障害者向けの要件」が規定・実施されている。

基準・規則では、「公共建築物構造における障害者の要件を示した設計基準」(MNS 91.040.10:2009)、「障害者のニーズを示した設計基準」、「歩行者、障害者向けの歩道設計マニュアル」、「障害者向けの空間計画等の建設規則」、「住宅設計図の建築基準」、「教育施設の設計図作成マニュアル」、「石油・石油製品貯蔵建築物の技術設計図」、「穀物貯蔵及び精製施設」等の建築基準、「工場構造」建築基準など10件の基準規則において、障害者配慮の項目が記載されている。

その他、「市町村の計画、建設基準規則(BNbD30.01.04)」は改正され、障害者の社会インフラへの移動の円滑化と促進に向けた市町村の規則が記載されている。

###### 2) 活動の実施状況

2017年政令第69号採択の「建築物完了規則」に沿い、「建築完了審査委員会」には障害当事者が構成員の1人となるよう定められた。

また、各規則の実現のため、2017年6月28日、建設・都市開発大臣令「障害者の権利の保障と物理的アクセシビリティの改善」が施行され、土地区画・測地・地図局、建設開発センター公社、公共住宅公社へ実施指示が出された。同大臣令では、土地・測量・地図庁が地方自治体と連携し、首都、県、地方の公共施設のバリアフリー化状況を確認し、アクセシビリティ調査を行い、改善施策を2017年以内に報告するよう指示されている。同指示に従って、ホブド、ドルノゴビ、ドルノドの各県では、物理的アクセシビリティの監査が行われ、改善の提言が行われた。

「障害者の権利の保障と物理的アクセシビリティ改善」の取組みの一環で、建築完了審査委員会の構成員となる障害者団体の当事者向けに、2017年10月18日から研修を開始した。

モンゴル車椅子国家協会<sup>9</sup>は、物理的アクセシビリティの評価用紙(出入口、傾斜路、受付カウンターの高さ、受付の案内サービスの有無、障害者用駐車場等を確認)を作成し、モンゴル国人権委員会と連携して、28の建築物のアクセシビリティ調査を行った。その結果と提言に基づき、外務省は改修を行った。

<sup>9</sup> 障害当事者団体の一つ。車いす利用者に対する物理的アクセシビリティの向上に力を入れている。

年 1 回行われる「建築士受験者への教育課程」に、2～4 時間の障害者に配慮したインフラ整備とその基準に関する授業を導入し、設計者へ適切な知識を与えている。また、科学技術大学の建築・建築家学部教育課程に、障害者配慮とインフラ整備基準の授業を取り入れている。

モンゴル車椅子国家協会は、建設開発センターのエンジニアを対象とする研修（2 年目に履修）を実施している。

建設・都市開発省は、現在建設中の新ウランバートル国際空港のバリアフリー化について、障害者の移動が円滑になるよう助言している。

2017 年、建設・都市開発大臣令第 57 号において、「建設・都市開発省の障害者権利保障副委員会」を設置し、規則を承認した。障害当事者団体の代表には、モンゴル車椅子協会の会長 B.Chuluundolgor 氏が任命されている。

### 3) 今後の活動

- ・ 市町村の計画と障害者に配慮した建築基準・規則とを合わせる。具体的には、障害者の固有のニーズを把握し、計画に反映し、改善に向けた技術仕様書案を作成し、関連機関との会談を行う。
- ・ 「建築基準・規則の作成基金」を使い、2018 年度に作成する建築基準規則、マニュアル、事業、計画案」に障害者のニーズを反映する。
- ・ 障害者の社会インフラ施設への移動円滑化の促進に関し、市町村の詳細計画、建築設計図、建築物の設計業務委託仕様書に反映する。
- ・ 認定が必要な建築物の設計図に、「障害者の住環境ニーズに適合した設計図作成規則」BD31-112-11、「障害者用の建設計画マニュアル」BD31-101-04 等が適用されているかを確認し、実施を促進する。
- ・ 国家予算で建設する建築物が、設計図通りに障害者へ配慮されるよう、審査を充分に行う。
- ・ 障害者に配慮した基準通りのモデル公共建築物事業を実施する。

## 1.2 道路、歩道

### 1) 関連法律

ウランバートル市の道路は市が占有しており、同市の道路開発局が道路、道路施設の維持管理を行っている。2016～2020年のモンゴル国政府行動計画第3.3.28条には、「障害者の平等な社会参加のための環境（機会）づくりを目指す政策の実施」、3.3.29条には、「障害のある子とない子が共に学ぶ仕組みや環境を整備し、必要なインフラを改善する」よう規定されている。

障害児・者に配慮した道路及び歩道の主な基準は次の通りである。

- ・ 「公共交通機関の停留所の技術的要件・基準」（MNS 5879:2012）
- ・ 「歩行者、障害者に配慮した歩道の技術的要件・基準」（MNS 5682:2006）
- ・ 「歩行者、障害者に配慮した歩道設計基準」（MNS 6056:2009）
- ・ 公共建築物に関する「障害者の固有のニーズに配慮した空間・環境に関する基本要件・基準」（MNS 6055:2009）
- ・ 「公共交通機関の停留所の計画」BD32-101-17

なお、道路輸送法第10.2.8条項には、「20台以上の車両を持つ企業は、全車両の10%に障害者用特別設備を設置する」と規定されている。その数に満たない場合、罰金を課すると規定しているものの、具体的な金額は記載されていない。

### 2) 活動の実施状況

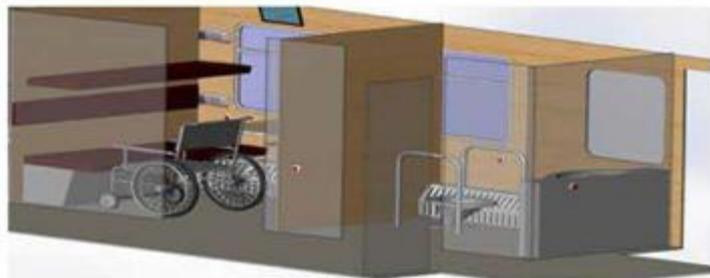
道路運輸開発省は、ウランバートル市第19地区の歩道に点字ブロックを新たに新設した。

ユニバーサルプログレス自立生活センターの発案により、ウランバートル市内には、20台のノンステップバスが運行している。2014年から、同センターは公共交通手段の法的文書、バス、バス停のバリアフリー化に関するモニタリングを行ってきた。現在は主に企業・機関への研修、啓発活動を実施している。

また、ウランバートル市内には、5台の車椅子専用タクシーが運行している。

モンゴル車椅子国家協会の発案により、道路運輸開発省は、モンゴルの中央鉄道駅、国際空港に、障害者専用待合室、障害者用トイレを設置した。また「SOS サービス」と呼ばれる高齢者・障害者向けサービス（駐車場までスタッフが移動を支援）も導入した。

現在、モンゴルの鉄道（国内線）は、車椅子利用者専用個室のある寝台列車が2台運行している。2015年12月31日、ウランバートル鉄道合弁会社の社長令A-331号「客車内の構造を変更する設備設置」により、客車の車両基地の修理課が、「鉄道乗客運送、客車、客車サービスへの一般要件基準」（MNS 5876:2012）、「客車に関する技術的要件基準」（MNS6312:2012）、「障害者の固有のニーズに配慮した空間・環境に関する基本要件・基準」を適用し、第482番車を改修した。客車内のスペースを拡大し、呼び出しのベル、広めのスロープ、低い棚、洗面台、昇降機を設置し、車椅子利用者が、円滑で快適な旅をする環境を完備した。第482番車は、2016年5月2日からザミンウーデ～エルデネト～スフバートル線で運行している。



障害者に配慮した客室



第 482 番車内の設備



客車に乗るための昇降機

洗面所



車椅子利用者用のスロープ。SOS サービスは障害者向けのサービスを行う。



ウランバートル駅の「SOS サービス」スタッフ



昇降機

### 3) 今後の活動

#### 1. 各分野に関連する事業

- ・ 道路運輸開発省の法令の下の基準・規則には、障害者に配慮したアクセシビリティ環境の整備に関する項目を必ず記載し、基本要件を定義する。
- ・ 障害者の移動円滑化に関するニーズ調査や評価を行い、結果を提出する。
- ・ 障害者が公共交通機関や鉄道の発着駅（ターミナル）を円滑に利用できるよう、モデル鉄道駅改修費用を積算し、国家予算やプロジェクトに入れ、事業を段階的に実施していく。
- ・ 公共交通機関のターミナル及び鉄道駅（アムガラン駅、トルゴイト駅、ドラゴン自動車ターミナル、バヤンズルフ自動車ターミナル）を、障害者が円滑に利用できるモデル駅へと改修する。

#### 2. 鉄道事業

- ・ 「鉄道政策」に、障害者の公共建築物、道路、敷地、公共交通機関、情報通信技術に関するアクセシビリティ向上の項目を加える。
- ・ 公共建築物、道路、敷地、公共交通機関、情報通信技術、サービスのアクセシビリティ向上を図る研修やその結果に関する討論会を開催する。
- ・ ウランバートル鉄道駅の地下歩道に、スロープもしくはエレベータを設置する。

#### 3. 航空運送事業

- ・ 「2020年までの民間航空分野政策」に、公共建築物、道路、敷地、公共交通機関、情報通信技術のアクセシビリティ向上を図る項目を加える。
- ・ 副委員会の会議において、フシグト・フンディ地区で建設中の新ウランバートル国際

空港建設事業の経過報告をする。

- ・ SOS サービスの一環で、「援助が必要な乗客対応規則」を作成し、サービスを継続する。
- ・ 国際線や国内線の搭乗手続きをするチェックインカウンターを改修し、低くする。

#### **4. 道路運送サービス**

- ・ 「道路運送法」に障害者に配慮した公共建築物、道路、敷地、公共交通機関、情報、通信技術のアクセスビリティ向上を図る項目を加える。
- ・ 公共交通機関の停留所や駅の障害者に関するマークや文字を改善する。
- ・ 公共交通機関を利用する障害者の権利を保障するため、関連基準を改正・改善する。
- ・ 自動車やバスの発着所及び運送サービスを経営する企業が、従業員に対し、障害者対応研修を行い、マニュアルを配布する。

#### **5. 道路分野**

- ・ 道路、道路施設の設計図作成時、障害者の固有のニーズに配慮しているか、障害者が交通サービスを平等に参加できる環境を整備しているかを確認し、図面作成者に指示を出す。
- ・ 「歩行者、障害者に配慮した歩道設計基準」(MNS6056:2009)、「歩行者、障害者に配慮した歩道の技術的要件基準」(MNS 5682:2009)の改正案を、道路運輸開発省へ提出する。
- ・ 基準・規則における障害者に配慮した項目を確認し、現在の道路、道路施設の計画へ取り入れる。
- ・ ウランバートル市の横断歩道に、視覚障害者用音響式信号機を設置する。

## 2. 情報のアクセシビリティ

### 1) 関連法律

障害者権利法第 11 条「障害者に配慮した情報通信サービスの提供」の実現のため、行政機関のウェブサイトのアクセシビリティ改善、スクリーンリーダー及び新技術、特殊な機器の開発・導入を試みてきた。また、新聞や雑誌、行政機関の公文書、商品名等の一部をバーコード付きで発行したり、聴覚障害者が警察、医療機関、緊急事態のため通話する際、文字でや手話通訳者を介して通話したりできるよう活動してきた。

「情報通信開発政策」では、最新の情報通信技術に基づき、サービスの種類・アクセシビリティ・品質の向上を図る一環で、3.4.5 条において、「障害者向けの情報通信サービスのアクセシビリティの改善を促進する」と規定している。

また、2014 年政令第 281 号の第 28 条において「情報アクセシビリティの向上のため、聴覚障害者の電子看板や手話通訳による情報提供を継続する」と規定している。

### 2) 活動の実施状況

障害者政策の実施における各分野間の関連性の確保・管理を目的とし、2016 年モンゴル国政令第 136 号及び 2017 年政令第 116 号により、通信・情報技術庁の長官令 A/91 号で「障害者権利保障に関する通信情報技術分野の副委員会」を発足した(2017 年 8 月 18 日)。公務員及び NGO の代表で構成されている。

また、労働・社会保障省、警察庁の情報整理・作成センター、聴覚障害者国家協会が「協力にかかる覚書(2015 年 5 月 20 日)」を締結し、2015 年から障害者が 24 時間、緊急通話(消防庁 101、警察庁 102 番)を文字で通報できるようになっている。これまでに、7 人の聴覚障害者から 63 回の緊急通話を受け取り、メッセージを返信し、問題を解決した実績がある。また、フィンランドのドナーの支援により、同情報整理・作成センターの 22 名が手話通訳者養成研修を受講した。

モンゴル国立大学は、スクリーンリーダー NVDA モンゴル語版を開発してきた。女性の声(1500 文)、男性の声(3000 文)付きの SAPI5 モンゴル語版の文字変換ソフトウェアを開発済であるが、今後、さらなる開発が必要である。<sup>10</sup>

「通信法」第 25.2.1 条項に、「消費者が差別なく早急にサービスを受け取れるよう特別許可を出す」よう規定されている。また、障害者権利法第 11 条に、「聴覚障害者が警察、医療機関、緊急事態の連絡先に通話する際は、文字、メッセージ、音声、手話通訳者の映像を通して連絡し、緊急サービスの機会を促進する」と規定されている。これらの規定に沿い、障害者向けビデオリレーサービス：「私の 104 番」を導入した。聴覚障害者が特別番号 104 番にかければ、手話通訳者と繋がり、サービスを受けることができる。

<sup>10</sup>モンゴル語版 NVDA について：既存の NVDA でモンゴル語の資料をある程度は読み取れるため、一部の視覚障害者は既に利用している。ただし、全ては聞き取れない等の不具合があり、完成はしておらず、更なる開発が望まれている。

### 3) 今後の予定

障害者の情報通信のアクセシビリティ改善に向けて、「通信情報分野の副委員会」の会議で決定した 2017 年～2025 年に実施予定の事業は、次の通りである。

1. スクリーンリーダーのモンゴル語版を開発する。
2. 情報通信機器における高齢者、障害者等配慮設計及びウェブアクセシビリティの基準を定める。
3. モンゴル国営テレビの番組を、音声解説・手話通訳付きで放送する。
4. モンゴル語版のスクリーンリーダー、色・形・暖かさ・明るさ・紙幣を認識する特別なソフトウェアを開発する。
5. 行政機関及び民間企業のウェブアクセシビリティを推進する。
6. 点字や音声案内付き ATM や証明書等交付機を導入する。

## 第8章

### その他

#### 1) 障害者の参画による災害リスクの軽減

##### *国際的な枠組みへの準拠*

2015年3月、日本の宮城県仙台市で、第3回国連防災世界会議が開催され、「仙台防災枠組 2015-2030」の4つの優先行動と7つのターゲットが合意・採択された。

1. 災害リスクの理解
2. 災害リスク管理のための災害リスクガバナンスの強化
3. レジリエンスのための災害リスク削減への投資
4. 効果的な対応のための災害準備の強化と回復・復旧・復興に向けた「より良い復興」

また、年齢別、性別、障害別で分類した情報、これまでの災害の経験を交換・普及のため、「仙台防災枠組 2015～2030年」アジア計画も策定された。

モンゴル国は、アジア太平洋経済社会委員会加盟国であり、「権利を実現する」インチョン戦略の目標7、「障害インクルーシブな災害リスク軽減および災害対応を保障する」は、障害者の災害リスク軽減のための重要な法的文書だと捉えている。

モンゴル国内の法律としては、障害者権利法第36条に、緊急事態の対策が記載されており、第36.1条に「生命、健康、生活、治安に直接の危険を及ぼす可能性が高い災害、危険、社会的混乱、戦争など緊急事態時の障害者への情報アクセシビリティを確保する。また、緊急時、障害者の生命、健康は関係行政機関の法律に従って救護する義務がある」と規定されている。

また、第11.4条において、「政府は、聴覚障害者が警察、医療機関、緊急事態の電話番号へ、文字、メッセージ、音声、手話通訳者の映像を介して通報し、緊急サービスを受けることを促進する」と規定されている。

# 付属資料

- ・ 障害者権利法 (P46)
- ・ 国家プログラム (P67)
- ・ ドナーリスト (P78)
- ・ 障害関連調査一覧 (P80)
- ・ 障害児・者統計 (2017 年度) (P83)
- ・ 障害者への助成金・特別控除の実績 (2017 年度) (P85)
- ・ モンゴル障害当事者団体/支援団体リスト (P86)

## モンゴル国法律

2016年2月5日

ウランバートル市



## 障害者権利法

### 第一章 総則

#### 第1章 同法の目的

第1.1条 同法の目的は、障害者の社会への完全かつ効果的な参加及び包容に関する権利の確保、実施、保障について、国の行政機関、個人、法人の権利、責務、参画、原則の定義に関する諸関係を適用することである。

#### 第2条 障害者権利法令

第2.1条 障害者権利法令は憲法、同法及びこれらに基づく他の法的種類からなる。

第2.2条 モンゴル国が加盟した国際条約に同法と異なる規定がある場合、国際条約に従う。

#### 第3条 同法対象範囲

第3.1条 同法はモンゴル国籍を有する障害者及びモンゴル在留外国人、無国籍者を平等に対象とする。

#### 第4条 同法の用語定義

第4.1条 同法で使用されている用語の定義は次のとおりである。

第4.1.1条 「障害者」とは、身体的、知的、精神的、感覚的な機能障害を有するものと、様々な障壁との相互作用により他の者と同じような社会への完全かつ効果的な参加機能が限られている者をいう。

第4.1.2条 障害を理由とする「差別」とは、障害者の政治的、経済的、社会的、文化的並びにあらゆる分野において他の者と平等にすべての人権、基本的自由を享有し、社会資源を平等に獲得し、国の発展への貢献、バリアフリー化を提供される機会を制限する行為や無行為をいう。

第4.1.3条 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等にすべての人権、基本的自由を享有するために不可欠な機材、材料、用具、ソフトウェア、環境整備、サービスをいう。

第 4.1.4 条「ユニバーサルデザイン」とは追加調整又は特別な設計を必要とすることなく、全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。

第 4.1.5 条「インクルーシブ開発」とは、障害者の社会生活への平等な参加を充実させ、家族、同僚の中で保健、教育、就労、社会、心理の良質なサービスを充分受けられることをいう。

第 4.1.6 条「可能な最大限度」とは、障害種類により損われた機能を発達させる可能な最大限度をいう。

第 4.1.7 条「予防」とは、個人や団体の支援により病気、損傷、事故を予防する条件を整え、情報や啓発活動を行い、障害の早期発見、早期治療またはこれらによる健康、社会的、財務的な負のインパクトを減少する活動をいう。

第 4.1.8 条「補装具」とは、人体構造の異常、失われた機能の補完・保護・支援・損傷予防に用いる装具をいう。

第 4.1.9 条「介護用品」とは、要介護者の健康状態の維持、介助者の負担の軽減、安全性の確保・予防用の用品をいう。

第 4.1.10 条「衛生用品」とは、障害者の日常に不可欠な衛生の材料をいう。

第 4.1.11 条「自立生活の権利」とは、障害者本人が関係するあらゆる課題に対して自己決定をし、選択し、参加する機会をいう。

第 4.1.12 条「盲導犬」とは、目の不自由な者が正しい方向へ安全に行くことを補助する目的で特別に訓練された犬をいう。

第 4.1.13 条「手話通訳者」とは、言語・聴覚障害者の意思疎通を仲介する者をいう。

## 第 5 条 障害者の権利保障に関する原則

第 5.1 条 障害者の権利保障に関する原則は次の通りである。

第 5.1.1 条 障害者の平等な社会参加を妨げるあらゆる形態の差別を認めない。

第 5.1.2 条 障害者の自己選択と自立を尊重する。

第 5.1.3 条 障害者の人権を保護し、就学、就労に完全に社会参加しやすい環境を整備する。

第 5.1.4 条 障害児の発達の権利を保障し、固有の尊厳の尊重を促進する。

第 5.1.5 条 障害者のインクルーシブ開発への完全かつ平等なアクセス向上は全国民の役割である。

第 5.1.6 条 障害者に関する政策、政令の作成およびその実現に向けた監査・分析、評価への障害者や障害者の権利を保護する非政府機関<sup>11</sup>の代表の参加を促進する。

## 第 2 章

### 障害者の社会への完全かつ効果的な参加及び包容に関する権利

#### 第 6 条 障害者の無差別

第 6.1 条 すべての者が障害の有無に拘らず、裁判や法律の前で平等であり、人権や基本的自由を享有し、社会的資源を取得する権利を有する。障害や健康状況を理由とする差別を禁止する。

第 6.2 条 ユニバーサルデザイン、合理的配慮のある環境やサービス提供の欠如及びその提供を拒否し、障害者が社会的サービスを他の者と平等に受ける機会を制限する行政機関や個人、法人の否定的な行為は差別とみる。

第 6.3 条 障害者の快適かつ安全な住環境での住居、就学、意思決定への参加、参政権の享有は同法第 6.2 条に規定するほか、法人の次の行為を差別とする。

第 6.3.1 条 公共交通、物理、住宅、公共建築物のアクセシビリティの欠如、公共交通機関で自由に移動できるような環境が整備されていないこと。

第 6.3.2 条 障害者の情報入手、他の者とのコミュニケーションに必要な環境を整備していないこと。

第 6.3.3 条 障害を理由として教育サービスの提供を拒否し、教育環境の無整備、障害児の社会や集団の中での自立、開発の機会を制限し、否定的な態度をとること。

第 6.3.4 条 障害を理由としてローン、ファイナンス・サービスの提供を拒否すること

第 6.3.5 条 障害者のある女性自身が出産を決定する権利を制限すること。

第 6.3.6 条 政策、意思決定の作成、実施に向けたモニタリング、分析、評価への参加を拒否し、選挙権、被選挙権を行使する機会を提供しないこと。

第 6.4 条 障害者の労働権の享有については同法 6.2 条に規定するほか、個人、法人の次の行為を差別とする。

第 6.4.1 条 採用の拒否、採用試験の合格者に障害を理由として就職を拒否する。

第 6.4.2 条 就労をしている障害者の昇進を制限すること。

第 6.4.3 条 企業が障害を理由として、授業員を差別する規則や否定的な管理方法を実施すること。

---

<sup>11</sup> 障害当事者団体/支援団体を指す

第 6.4.4 条 家族に障害者がいるという理由で雇用を拒否し、解雇や他の形態により労働権を制限すること。

第 6.4.5 条 職場で障害者の知識や能力、特性に応じた合理的配慮を行わず、賃金に対して差別的な取り扱いをすること。

第 6.4.6 条 障害者の働く場における合理的配慮の提供の欠如

第 6.5 条 次の行為を差別と認める。

第 6.5.1 条 障害を理由とする差別、障害者のいる家族や親に対する差別、障害について不適切な理解を広める情報、広報、芸術品または信仰、信頼という名で障害者の権利を侵害するあらゆる助言

第 6.5.2 条 家族構成員が障害者を隠匿し、あらゆる形態で社会参加を制限し、発達や能力促進のためのサービスを拒否すること。

第 6.5.3 条 障害を理由として、養育する権利を怠ること。

第 6.6 条 政府は障害を理由とする差別を禁止し、差別を解消するための社会的、経済的、法的に多面的な措置をとること。

第 6.7 条 行政機関は、個人、法人が障害者の社会への完全かつ効果的な参加及び包容を実現するための合理的配慮を提供する措置を段階的にとること。

第 6.8 条 障害者の完全かつ効果的な社会参加の権利を確保するために、彼らの固有のニーズに応じて行った特別な措置は、差別と認めない。

## 第 7 条 障害に関する理解を深める

第 7.1 条 家族内、社会のあるゆる場面で障害者の人権や固有の尊厳の尊重を促進するため、政府は次の措置をとる。

第 7.1.1 条 行政機関、法人、個人は職員に対して、障害者の人権、ユニバーサルデザイン、支援機器の確保について啓発活動、研修を定期的に行う。

第 7.1.2 条 モンゴル公共ラジオ・テレビ局は、社会への障害に関する理解や啓発活動を促進する番組の放送施策を実行する。

第 7.1.3 条 障害者の権利を尊重し、ポジティブな態度を形成するため、教育の各段階において教科書の内容に障害を反映させ、教育や授業を通して伝える。

第 7.1.4 条 障害者の権利及び障害者支援に関する行政サービスについての情報を障害者及び家族に与え、研修や広報を行う措置を取る。

第 7.1.5 条 障害のある児童や若者の自立生活・発達の機会の増大と、行政機関、非政府機関、企業、団体、家族、個人の発案や意見を支援し、彼らの固有の尊厳の尊重を促進する。さらに、

障害児に関するポジティブな態度を形成する目的のイベントを行い、関連費用は中央教育担当行政機関の予算に編入する。

第 7.2 条 同法第 7.1 条に規定する活動に障害者及びその人権保護に関する活動を行う機関や団体の参加を促進する。

第 7.3 条 同法 7.1.4 条に規定する措置は、障害者人権保護機関と契約を締結し、委託し、社会福祉基金から関係費用を出す。

### **第 3 章 障害者の労働環境及び住環境の改善措置**

#### **第 8 条 障害者の労働環境及び住環境の改善措置**

第 8.1 条 障害者の住宅、公共施設、道路、公共交通、情報通信技術のアクセシビリティ向上を図る。

第 8.2 条 政府は、障害者の公共交通、情報通信、公共サービス、建築物のアクセシビリティ向上を図り、人工器官、補装具、介護衛生用品・製品を製造し、サービスを行う個人や法人への支援プログラムを承認する。

第 8.3 条 行政機関は障害者に対する公共建築物、道路、公共交通、情報通信機器のアクセシビリティ向上のニーズを確定し、必要な基準、ガイドラインを作成し、監査や研修、啓発活動を行い、研究や分析をし、導入などの措置をとり、必要な費用は国の予算に編入する。

第 8.4 条 障害児・者への物理的アクセシビリティ向上、また情報通信機器の利用可能性を促進し、障害児向けの生産、サービスを支援し、衛生要件を満たした食料品、衣類、住宅、日用品の提供に関する措置を取り、その費用は中央建築・道路・運輸・情報通信・保険・社会保障・労働担当行政機関、県・首都・区の予算に編入する。

#### **第 9 条 障害者に配慮した住宅や物理的環境の確保**

第 9.1 条 政府は障害者の物理的、住宅、公共施設への移動の円滑化の促進、利用可能性を増大することを規定する同法、都市開発法、建築法に従う。活動は個人、法人と連携し、実施する。

第 9.2 条 標準測量機関は、中央障害者担当行政機関のコメントに基づいて、障害固有のニーズに応じた道路、歩道、道路施設の建設に不可欠な基準を承認する。

第 9.3 条 標準測量機関は、中央障害者担当行政機関のコメントに基づき、障害者の移動円滑化の促進、彼らの固有のニーズに応じた社会インフラ、住宅、公共施設の屋外及び屋内の整備におけるバリアフリーの義務基準を承認する。

第 9.4 条 新設住宅・社会インフラ施設の建設許可を出す委員会の構成員として、4 人に 1 人は障害者権利保護の非政府機関の代表を参加させる。

第 9.5 条 国の委員会は、障害者配慮が検討されていない建築物の許可を禁止する。

## 第 10 条 障害者に配慮した公共交通サービスの提供

第 10.1 条 公共交通機関は障害者の公共交通機関の移動円滑化を促進する。

第 10.2 条 標準測量機関は、中央障害者担当行政機関のコメントに基づき、障害者に配慮した公共交通、停留所、サービスにおけるバリアフリー化義務基準を承認する。

第 10.3 条 公共交通機関は同法 10.2 条に規定する基準に適合した交通手段を使用しなければならない。

## 第 11 条 障害者に配慮した情報・通信サービスの提供

第 11.1 条 情報提供事業者は業務実施中、障害者の情報入手権利の確保、情報通信技術・機材の利用可能性促進、他の者とのコミュニケーションを促進する。

第 11.2 条 法人は障害者の情報入手、情報通信サービスのアクセシビリティ向上として次の措置をとる。

第 11.2.1 条 障害者にとって行政機関のウェブサイトを利用しやすくする。

第 11.2.2 条 スクリーンリーダー、ソフトウェア、新通信機器・システム、特別機器の開発、導入及びそれらを母国語で利用する機会を作る。

第 11.2.3 条 本、拡大教科書、新聞、雑誌、行政機関の決定書類、商品名など全種の出版物を利用しやすくするため、バーコードを記載する。

第 11.2.4 条 ウェブサイト、ニュース番組、情報番組などに手話通訳、字幕付きで放送する措置を段階的にとる。

第 11.2.5 条 行政機関及び公共サービス機関は障害者への手話通訳、要約筆記、点訳・朗読奉仕員、案内サービスを提供する措置を段階的にとる。

第 11.2.6 条 政府は視覚・聴覚障害者に情報を提供する目的で特定非営利ラジオ・テレビ局を支援する。

第 11.3 条 中央情報・通信担当行政機関は同法 11.2.1, 11.2.2, 11.2.3, 11.2.4 条に規定した措置の実現に向けて、関係機関と連携し、必要な費用を国の予算に編入する対策を行う。

第 11.4 条 政府は、聴覚障害者が警察、医療機関、緊急事態の特別番号へ文字による通報、メッセージ、音声による通報、手話通訳者の映像、解説を通して連絡し、緊急サービスを受けることを促進する。

## 第 12 条 モンゴル手話

第 12.1 条 モンゴル手話は聴覚障害者の言語であり、聴覚障害者は手話で社会参加する権利を有する。

第 12.2 条 中央教育担当行政機関や中央障害者担当行政機関が連携し、モンゴル手話翻訳・通訳サービスの運営、提供規則を承認する。

第 12.3 条 同法 12.2 条に規定するサービスは契約に基づいて非政府機関に委託する。

### **第 13 条 点字の基準**

第 13.1 条 点字は視覚障害者が利用している主な文字であり、点字を利用して必要な情報入手、教育、社会参加を促進することができる。

第 13.2 条 中央標準担当機関は、中央教育担当行政機関の意見に基づいて点字基準を承認する。

## **第 4 章 障害者の教育権**

### **第 14 条. 教育権**

第 14.1 条 障害者は障害のない者と同様に教育権を有し、その権利を保障するため、政府は次の措置を講じる。

第 14.1.1 条 個別のニーズに応じて才能、創造力、知的及び身体能力を可能な最大限度まで発達させるカリキュラム、環境を整備する。

第 14.1.2 条 個人の潜在能力及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、人権、基本的自由の尊重を強化すること。

第 14.1.3 条 教育制度のあらゆる段階において障害者の学習・資格取得の条件を整備し、合理的配慮を提供し、教育支援体制を促進する。

第 14.1.4 条 障害固有のニーズに応じたカリキュラム、教育基準を作成する。

第 14.2 条 すべての教育機関は同法第 37.2.1 条に規定した委員会の決定により障害児に対して、発達総合カリキュラムを取り入れる環境を整備し、準備事業を行い、習得させる。

第 14.3 条 政府は障害児の学習・資格取得権利の保障として同法 14.1.1, 14.1.2, 14.1.3, 14.1.4 条に規定したほか、次の取り組みを行う。

第 14.3.1 条 障害児は障害を問わず、教育制度のあらゆる段階において権利が尊重される。

第 14.3.2 条 教育担当行政機関は、障害のある児童・若者の性別、居住地、社会的、経済的の違いによらず、教育制度のあらゆる段階において教育の充実を図り、彼らの固有のニーズを踏まえたカリキュラムを作成し、通常学校で合理的配慮が提供される教室を設ける義務を有する。

第 14.4 条 両親、保護者は障害児を就学させる義務を有しており、そのため、教育機関及び社会福祉士は必要な情報を提供しなければならない。

第 14.5 条 政府は、あらゆる教育制度の段階において、障害児の就学・発達促進国家プログラム、計画を承認する。

## 第 15 条 障害者の教育環境

第 15.1 条 あらゆる段階の教育機関及び職業訓練センターは障害のある学習者に生きる力、職業能力を効果的に習得させるため次の措置を講じる。

第 15.1.1 条 該当在籍者の個別のニーズに応じた最適な指導方法で教育支援を行う。

第 15.1.2 条 障害のある学習者の個別のニーズに応じた本、教科書、手引き、資料、特別教材を提供する

第 15.1.3 条 特別カリキュラム、計画に従い、授業を行う。

第 15.1.4 条 障害のある学習者の個別のニーズに応じた指導方法を有する教員、指導員を教育する。

第 15.1.5 条 障害のある学習者の学習動機づけに向けて、彼らの個別のニーズに応じて点字、手話言語及びコミュニケーションの他の手段を利用し、空間、方向の認知能力をつけ、相談サービスを行う。

第 15.1.6 条 障害児の自立生活の充実を図り、義務教育及び中学校を終えた場合に進学または就労、専門職かの選択に関する支援体制を図る。

第 15.1.7 条 障害のある受験者にとって入試がアクセシブルで、利用しやすく、個別のニーズを踏まえた環境を整備する。

第 15.1.8 条 教育機関は障害のある学生を雇用主に仲介する活動を行う。

第 15.2 条 教育担当行政機関は、あらゆる段階の教育機関に在籍する障害者の状態や特性に応じた教材や教育環境整備のマニュアルを承認する。

第 15.3 条 教育担当行政機関は、障害児教育支援カリキュラムを承認する。

第 15.4 条 重度・重複障害児及び常時介助が必要な障害児対象の個別教育支援計画やカリキュラムを、当該教育機関の専門教育指導委員は親の参画を確保・作成し、承認する。

第 15.5 条 学校は親の参画により、障害児を対象とした個別教育支援計画、カリキュラムの流れ、学習能力向上について協議し、その判断書を第 37.2.1 条に基づき委員会へ提出する。

第 15.6 条 国内外の大学・カレッジ・専門学校に合格した障害のある学士・修士・博士課程の生徒に対する授業料支給体制は、労働能力を損失した世帯の 1 人分の授業料を対象に、教育ローン基金が負担する。

*/この条項は 2016 年 9 月 7 日の法律により改正した/*

第 15.7 条 義務教育学校、大学、カレッジ、専門学校に在籍している障害者の個別のニーズに応じた本、教科書、特別教材の購入費は中央教育担当行政機関及び地方予算に編入する。

第 15.8 条 政府は、同法 15.6 条に規定する授業料やその支給規則を承認する。

第 15.9 条 中央教育担当行政機関は中央障害者担当行政機関と連携し、同法 15.7 条に規定する本、教科用特定図書、特別支援教育教材のリスト、購入費、支給規則を承認する。

第 15.10 条 県・首都・郡・区の長は管轄行政区内のあらゆる段階の教育機関において同法第 15.1 条に規定する教育環境整備として特別支援計画・施策の充実を図り、その運営費用を地方予算に編入する。

第 15.11 条 中央教育担当行政機関は、障害のある学生の特別な教育ニーズに応じたカリキュラム、本、教科用特定図書、手引き、手話辞書作成・発行・普及・改訂・点字表示およびそのソフトウェアのモンゴル語版、特別支援教育教材の購入などに必要な費用を国の予算に編入することを担当する。

第 15.12 条 国の予算から義務教育の特別支援学校の給食費を補助するため、中央教育担当行政機関は給食管理規則を承認する。

*/上記の条項は 2016 年 11 月 10 日の法律により追加した/*

## **第 16 条 教員**

第 16.1 条 教員養成大学・カレッジのカリキュラムには障害者対応指導内容・方法を加える。

第 16.2 条 あらゆる段階の教育機関の教員、社会福祉士は障害のある学習者の個別のニーズに応じた指導方法を習得しなければならない。

第 16.3 条 同法 16.2 条に規定した障害のある生徒への対応と指導方法研修及び相談サービスは、契約に基づいて非政府機関が実行する。

第 16.4 条 国費により、国内外の学校で障害児の教員、言語療法士、作業療法士、理学療法士、手話教員、心理療法士、指導員を育成する。

## **第 5 章 障害者の就労**

### **第 17 条 就労権利**

第 17.1 条 障害者は他の者と平等に就職、昇進、給与、補助金の受給、雇用促進支援措置の対象とする。

第 17.2 条 障害者の就労に関する同法に規定した以外の条項は、労働法、雇用促進法、労働安全衛生法及び他の関連法を適用する。

第 17.3 条 行政機関、個人、法人は労働法に従い、障害者の身体、発達特性に応じた職場を整備する義務を有する。

第 17.4 条 行政機関、個人、法人は障害者の労働権を保障する時、同法 6.4 条に規定した行為を禁止する。

第 17.5 条 賃金が支払われていることを理由として、就業している障害者の社会福祉及び社会保険のあらゆる年金、手当を中断することを禁止する。

第 17.6 条 関連法に従い社会保険基金から年金受給が開始された障害者の福祉年金は社会福祉法に準拠する。

## **第 18 条 障害者の雇用促進支援**

第 18.1 条 政府の障害者の雇用促進支援は次のとおりである。

第 18.1.1 条 障害者を雇っている雇用主、法人は法律に従い、減税や免税措置を受け、合理的配慮が提供される職場整備をすることを推奨する。

第 18.1.2 条 障害者の労働能力に適する合理的配慮のある職場を整備し、障害者が製造した生産品の市場への導入を支援し、国の予算による購入を目的として優先的に取り組む。

第 18.1.3 条 障害者の就業に必要な器具、機材、材料及び他の用品の購入として、雇用促進支援基金から金融的支援を一度行う。

第 18.1.4 条 政府は障害者技能競技大会の開催を支援する。

第 18.1.5 条 中央労働担当行政機関は、国際障害者技能競技大会で活躍した障害者への報酬や奨励金の交付規則を定める。

第 18.1.6 条 政府は、障害者の専門職、職業能力向上を行う教育機関を支援する。

## **第 19 条 募集や採用**

第 19.1 条 行政機関、法人は募集や採用時に障害者を対象とする合理的配慮をする。

第 19.2 条 障害者が公募に申請、採用試験を受ける際、固有ニーズに応じた合理的配慮と時間の追加を申請する権利がある。

第 19.3 条 障害者が同法 19.2 条に規定する合理的配慮について申請をした場合、採用機関はその申請を受理する義務を有する。

## **第 6 章 障害者への医療サービス**

### **第 20 条 医療サービス**

第 20.1 条 政府は障害の早期発見、診断、判断、予防、治療、介助、リハビリテーションに関する総合的な措置をとる。

第 20.2 条 医療機関は、障害者の固有のニーズを踏まえた環境、機材を完備し、医療サービスを行う。

第 20.3 条 同法 20.2 条に規定する医療サービス提供に必要な環境の整備、機材、薬品、病院、介護用品、衛生用品、障害早期発見の化学物質に関する経費は、中央保健行政機関の予算に編入し、解決する。

### **第 21 条 人口器官、補装具**

第 21.1 条 社会保障基金、業務災害・職業病保険基金、医療保険基金、手当基金、社会福祉基金にて、人口器官や補装具の購入費をそれぞれ融資する。

## **第 7 章 地域に根ざした開発**

### **第 22 条 地域に根ざした開発サービス**

第 22.1 条 地域に根ざした開発サービスとして次の取り組みを行う。

第 22.1.1 条 病気、損傷、事故による後遺症を治療し、回復するための医療行為を行う。

第 22.1.2 条 障害者が他の者と平等に教育を受けられる教育制度の取り組み

第 22.1.3 条 障害者が家族や同僚の経済的貢献者となるよう促進する就労支援の取り組み

第 22.1.4 条 障害者が他の者と平等に家族やコミュニティの中で責任を持ち、積極的に自立した構成員となるよう支援する社会的取り組み

第 22.1.5 条 障害者の完全かつ効果的な社会参加を促進し、物理、道路、運輸、情報技術のアクセシビリティを向上させる

第 22.2 条 政府は、同法 22.1 条に規定するサービスのアクセシビリティやサービスの質の向上を支援する。

### **第 23 条 地域に根ざした開発サービス運営**

第 23.1 条 同法 22.1 条に規定するサービスを全ての法人が提供する。

第 23.2 条 障害当事者団体と契約を締結し、地域に根ざした開発を委託する場合、中央関係行政機関はその費用を全額または部分的に融資する。

第 23.3 条 中央サービス基準担当行政機関は中央障害者担当行政機関と連携し、同法 22.1 条に規定するサービス基準を作成し、中央標準担当行政機関が承認する。

第 23.4 条 同法 22.1 条に規定するサービス要件に対して、サービス担当閣僚や障害者担当閣僚と連携し、承認する。

## **第 24 条 地域に根ざした開発プログラム**

第 24.1 条 地域に根ざした開発サービスを提供する機関は障害者の特性に応じたサービスプログラムを作成し、実施する。

第 24.2 条 障害児の父母、養護者は同法 37.8 条に規定された認定書に基づき、子どもを地域に根ざした開発サービスへ必ず参加させること。

## **第 8 章 障害福祉サービス**

### **第 25 条 障害福祉サービスに関する権利**

第 25.1 条 障害者は食品、衣類、家宅、治療、介護、社会・生活上の必要なサービスを受け、自ら及び家族の健康、生活を支えるための生計権利を有する。その権利を確保する目的で次の措置を取る。

第 25.1.1 条 障害者の固有のニーズに応じた補装具、整形外科、衛生用品、介護用品及び他の必要な用品を提供する。

第 25.1.2 条 障害者の親は子育てに必要な支援を受け、援助サービスを受ける機会を有することを促進する。

第 25.1.3 条 障害者の社会保障及び福祉プログラムへの参加を促進する。

第 25.2 条 障害者が福祉サービス、レンタル、住宅借入金など特別控除適用を受けたり、公共賃貸住宅事業の実施に必要な資金は、社会保障担当閣僚及び地方・首都の市長の年度予算に編入する。

第 25.3 条 障害者の障害年金、手当、助成金、控除、社会保険の加入はモンゴル国法律により適用される。

### **第 26 条 社会福祉基金の助成金・特別控除制度**

第 26.1 条 同法第 3.1 条で規定する者は、社会福祉基金から次の助成金や特別控除を受ける。

第 26.1.1 条 常時介護が必要な 16 歳未満の障害児、全盲、聴覚障害者、小人症、常時介助が必要な労働能力全喪失者にアパート代、中央ユーティリティ・システムに接続されていない一戸建てやゲルに住んでいる場合に燃料費をそれぞれ年一回支給する。

第 26.1.2 条 18 歳未満の障害児が利用する国産の補装具費として、補装具の期限切れ、当該障害児の発達によって身体に装着できなくなった場合に補助金を 100%支給する。

第 26.1.3 条 リハビリテーション医療に関する労災職病保険基金の特別控除適用を受けていない障害者に国産補装具の購入費を 3 年ごとに 1 回補償する。

第 26.1.4 条 18 歳未満の障害児及び補装具の製造、リハビリテーション医療に関する労災職病保険基金の特別控除適用を受けてない障害者、国産や購入の補装具、整形外科、車椅子など支援機器費用として 3 年に 1 度 100%支給する。

第 26.1.5 条 障害児及び養護者の幼稚園、学校への交通費を控除する。またはバスで輸送する。

第 26.1.6 条 全盲、聴覚障害者、言語障害者のコミュニケーション・通信費を一部控除する

第 26.1.7 条 国内保養所で治療を受ける必要がある者の往復交通費や一日の入所費は、医療保険加入者の普通ベット代を計算し、次の割合で年1回支給する。

第 26.1.7.a 条. 障害児に 100%.

第 26.1.7.6 条. 障害児の介助者に 50%

第 26.1.7.b 条. 労災職病保険基金から給付を受けてない障害者に 50%

第 26.1.8 条. 障害児は保養所で優先的に入所できる。

第 26.1.9 条. 全盲の障害者が病院の判断により治療や保養所に入所する場合、県から首都へ、首都から県へ行く往復交通費の 75%を年1回支給する。

第 26.1.10 条. 首都から 1000 ㎞以上離れた距離に住んでいる障害者が県の総合病院の専門医監査委員会の決定により、首都の病院で治療、診断を受ける場合、往復交通費を年一回支給する。

第 26.1.11 条. 障害児及び労働能力全喪失者の子ども一人当たりの幼稚園の食費を一部免除する。

第 26.1.12 条. 障害児が子どもキャンプ場で休む料金の 50%を年一回支給する。

第 26.1.13 条. 障害児が病院の認定により水治療法を受けた場合、医療料金の 70%を支給する。

第 26.1.14 条. 視覚障害者が点字で書いた手紙、絵葉書、点字図書、10 ㎞までの郵便物、視覚障害者用の機材、用具の国内郵便料金は無料となる。

第 26.1.15 条. 社会保険法に規定する葬式費用を受けることができない者、障害者及び障害児が死亡した場合、その葬式費用として社会保険基金の葬式手当と均等する助成金を支給する。

第 26.1.16 条. 骨盤機能が失われた病院が認定した障害者には不可欠な介助、衛生用品の支援を促進する。

第 26.2 条. 社会保険法に従い、障害者にリハビリ保養所や地域に根ざした社会福祉サービスを提供する。

第 26.3 条. 全国データベースで登録されている福祉支援が不可欠な障害児や障害者及び介助者に福祉サービスを提供する。

第 26.4 条. 内閣は、同法第 26.1.1, 26.1.2, 26.1.3, 26.1.4, 26.1.5, 26.1.6 条に規定する助成金、割引金額の支給規則、市場価格を定める。

## **第 9 章 障害者に関する他の権利**

### **第 27 条 法律援助の権利**

第 27.1 条. 障害者の裁判所、検問所、法律・監査機関の活動へのアクセスを高める。

第 27.2 条. 政府は障害者に必要な法律相談や法律援助サービスを無料で提供する機会を促進する。

第 27.3 条. 裁判所、検問所、法律・監査機関は訴訟に参加する障害者に権利、義務、関連情報を特性に応じて、わかりやすく説明する。

第 27.4 条. 裁判所、検問所、法律・監査機関は障害者の権利保護を促進するための合理的配慮を提供する義務を有し、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、手話通訳者を無料で手配しそのサービス費用は国の予算に編入する。

### **第 28 条 障害児の権利**

第 28.1 条. 政府は、障害児の早期発見、診断、判断及び彼らの健康、教育、他の社会的サービスにおけるインクルーシブな開発を推進し、児童開発センターを設立し、発達障害のある児童への特別支援カリキュラムの取り組みを支援する。

第 28.2 条. 障害児に対して健康、教育及びリハビリテーション医療を無料で提供する。

第 28.3 条. 障害児の父母、養護者に対する社会保障及び福祉サービスを支援する。

第 28.4 条. 法律・子ども権利擁護・教育担当行政機関及び権力関係機関は、障害児の家庭内暴力及び性暴力、あらゆる形態の搾取、被害、犯罪を防止するための措置をとる。

第 28.5 条. 障害児に関する政策、意思決定へ意見を自由に表現する機会を有することを確保する。

第 28.6 条 政府は、障害児の父母、保護者の子育て、発達能力促進に必要な支援を行う。

第 28.7 条 障害児の人権及び法的な権益保護のため、父母、介助者、保護者が障害児に関する法律上の擁護・養護義務の遂行を拒否することを禁止する。

第 28.8 条 障害のある児童をもつ婚姻者が離婚した場合、児童扶助手当の支給者が関連法に従って追加手当を支払う。

## 第 29 条 障害のある女性

第 29.1 条 教育、就労、社会、経済の分野における障害のある女性の権利を確保する目的で次の措置をとる。

第 29.1.1 条 障害のある女性の健康課題、ニーズを把握し、特性に応じたサービスを提供する。

第 29.1.2 条 障害のある女性が家庭内暴力、性的暴力、搾取、被害者になることを防止し、そのリスクを軽減する効果的な措置をとる。

第 29.1.3 条 家庭内暴力や性暴力、犯罪被害を受けた女性への保健、法律、心理的及び他の必要なサービス提供の時、心理、年齢、理解力に応じて適切な専門的な対応をする。

第 29.1.4 条 証人や犯罪被害者シェルターのバリアフリー化を図る。

## 第 30 条 障害者の政治参加

第 30.1 条 障害者があらゆる選挙において自立し、自由・秘密に投票できる環境を整備する。

第 30.2 条 すべての選挙に参加する政党、連立党、立候補者の選挙運動を障害者にとって利用しやすくする。

第 30.3 条 政党、行政機関は障害者があらゆる選挙への立候補、被選挙権、公務への就任を支援する。

第 30.4 条 障害者の被選挙権行使の支援を、政党、連立党の施策、公約に反映させる。

## 第 31 条 プライバシーの尊重

第 31.1 条 障害者の手紙、健康、財産、家族の内情、名誉は関係法により保護される。

第 31.2 条 障害者に関するサービスを行う者は障害者のプライバシーの権利を侵害してはいけない。

## 第 32 条 自立生活の権利

第 32.1 条 障害者は自立生活の権利を有する。

第 32.2 条 パーソナル・アシスタント・サービス、相談グループ、学び合い、相談サービスにより障害者の自立生活権利が保障される。

第 32.3 条 障害者担当閣僚は、障害者自立生活支援サービスのマニュアル、種類、サービス要件を承認する。

第 32.4 条 個人や法人は障害者自立生活支援事業を行うことが可能である。

第 32.5 条 首都や県の福祉サービス担当行政機関は障害者自立生活支援サービスを行う機関を採用する。

第 32.6 条 同法第 32.2, 32.3, 32.4, 32.5 条項の施行の充実を図るため、障害者権利保障業務を有する行政機関の参加に取り組む。

第 32.7 条 政府は、視覚障害者に対し、該当空間の安全かつ円滑な誘導を確実に行うことができる盲導犬を特別に訓練し、国内で訓練した盲導犬に費用を 9 年に 1 回支給する。障害者担当閣僚と農業担当閣僚と協力し、盲導犬訓練・使用規則を承認する。

第 32.8 条 障害者は首都・県の公共交通(タクシーを除く)を国内の地域問わず無料で乗車する。その措置に必要な資金は毎年首都・地方予算に編入する。

*/同条項は 2016 年 11 月 10 日の法律により追加した/*

### **第 33 条. 障害者の体育・スポーツ参加支援**

第 33.1 条 障害者が参加するスポーツ競技大会は障害者の機能に適合しなければならない。

第 33.2 条 政府は、障害者のスポーツ競技大会に可能な限り参加することを奨励し、促進する。

第 33.3 条 政府は、障害者スポーツ競技大会の主催として次の支援を行う。

第 33.3.1 条 障害者の体育・スポーツ活動の推進、才能開発支援サービスを契約に基づき委託する。

第 33.3.2 条 体育・スポーツ施設は障害者のスポーツ競技大会やスポーツ活動への参加、訓練に適した体育館、運動広場を合理的配慮で提供する。

第 33.3.3 条 障害のある選手は関連規則に従い、オリンピック、パラリンピック、スペシャルオリンピック、デフリンピック、世界・地域大会の出場権を獲得することを法的に支援される。

第 33.4 条 障害者がオリンピック、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピック、世界・地域大会で金・銀・銅メダルを獲得した場合、出場回数・期間に当たる年金と均等する奨励金を 1 回支給する。

第 33.5 条 政府の奨励金交付規則に従い、障害のある若者、児童がオリンピック、世界・地域大会で金・銀・銅メダルを獲得した場合に奨励金を支給する。

## **第 34 条. 障害者の芸術・文化的な活動への参加支援**

第 34.1 条 政府は、自国で開催する芸術・文化祭への障害者の積極的な参加を支援する。

第 34.2 条 企業は障害者の芸術・文化的な活動への参加及び自己才能の開発を支援する。

## **第 35 条. 障害者が文化的・芸術作品を利用しやすくする**

第 35.1 条 障害者が文化的・芸術作品を利用しやすくする機会を増やす。

第 35.2 条 中央文化担当行政機関は、障害者が最新技術や様式を通して文学、科学書、新聞、雑誌を発行し、博物館、図書館、文化的な作品をより利用しやすくするよう担当する。

## **第 36 条. 緊急事態時の対策**

第 36.1 条 生命、健康、生活、治安に直接の危険を及ぼす可能性が高い災害、危険、社会的混乱、戦争などの緊急事態時の障害者の情報のアクセスを高める。また、緊急時、障害者の生命、健康を救護する義務は関係行政機関の法律に従って実施する。

# **第 10 章 障害の認定**

## **第 37 条. 障害の認定**

第 37.1 条 障害等級認定基準は次の通りである。

第 37.1.1 条. 器官の機能損害、分類、期間

第 37.1.2 条. 国際障害分類

第 37.2 条 障害認定は次の委員会(以下委員会という)が定める。

第 37.2.1 条 障害児の保健・教育・社会保障委員会は 0～16 歳未満の子どもに対し障害認定をする。

第 37.2.2 条 病院労働認定委員会は 16 歳以上の障害者を認定する。

第 37.2.3 条 病院労働認定委員会は障害の理由、労働能力損失程度、期間を定める。

第 37.3 条 同法 37.2.1 条に規定する委員会は障害者担当行政機関、同法 37.2.2 条に規定する社会保険担当行政機関の下にそれぞれ設置される。

第 37.4 条 同法 37.2.1 条、37.2.2 条に規定する障害者委員会を有する。

第 37.5 条 政府は同法 37.2.1 条～37.2.3 条に規定する委員会の規則を承認する。

第 37.6 条 保健、教育、労働、障害者の担当閣僚が連携し、同法 37.2.1 条に規定する障害児であるかを認定し、障害児の発達プログラム作成ガイドラインを承認する。

第 37.7 条 保健、教育、労働、障害者の担当閣僚が協力し、同法 37.2.2 条に規定する障害者であるかを認定するガイドラインを承認する。

第 37.8 条 委員会は自らの権限で障害者の機能障害、期間、分類を発見し、評価する。

第 37.9 条 同法第 37.2.2 条に規定する委員会の証明書は障害インクルーシブ開発を推進する基本書類となる。

## **第 38 条 障害者の登記**

第 38.1 条 同法第 37.2 条に規定した委員会の証明書に基づき、県・区役所は障害者を登記し、証明書を発効する義務を有する。

第 38.2 条 同法第 38.1 条に規定する証明書は障害者が法律上の権利を享有し、すべての障害福祉サービスの適用を受ける基本書類となる。

第 38.3 条 県・首都・郡・区役所は、統計担当行政機関、障害者担当行政機関に障害統計を期限内に提出する。

第 38.4 条 障害者担当閣僚は同法 38.1 条に規定した証明書のデザイン、その発行規則を承認する。

第 38.5 条 登記・統計行政機関は障害者担当行政機関と連携し、障害統計、データベースを構築し、関連機関への情報提供を図る。

## **第 11 章 国の行政機関及び法人の責務**

### **第 39 条 内閣の責務**

第 39.1 条 内閣は障害者権利保護として次の権限を実施する。

第 39.1.1 条 障害者権利保護に関する政策を実施する。

第 39.1.2 条 障害者権利保護に関する法律の達成を促進する。

第 39.1.3 条 障害者権利保護に関する国家プログラム、計画を策定し、実施する。

第 39.1.4 条 障害者権利の保護及び確保の活動を行う行政機関や非政府機関、法人を法律に基づき支援する。

第 39.1.5 条 法律に規定する他の規定

## **第 40 条 障害者担当行政機関**

第 40.1 条 障害者担当行政機関は、モンゴル全国で障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、社会保障を促進する政策、法令の実現、その達成を監視する。

第 40.2 条 障害者担当行政機関は障害者の人権及び基本的自由の享有・保障、開発政策の作成、関連法の施行、権力機関への伝達、政府機関や非政府機関への専門指導の充実、活動の関連、研修促進を支援する。

第 40.3 条 中央行政機関はその権限で実施している政策、措置において、障害者の平等な社会参加の機会を妨げる課題を反映させ、実施する。

第 40.4 条 同法に規定する行政機関や地方政府の一部責務は、障害者権利・権益を保護する非政府機関に委託し、その必要な経費は契約に基づいて融資する。

## **第 41 条 障害者委員会**

第 41.1 条 モンゴル全国における障害者の権利保障を担当する各分野の活動を調整し、総括管理において実施の確保、監視の義務を有する障害者委員会をモンゴル国首相の下に設置している。

第 41.2 条 政府が委員会の組織や業務を承認する。

第 41.3 条 中央障害者担当行政機関は委員会の公務を担当する。

第 41.4 条 中央委員会は県、首都、区レベルに副委員会を設け、市長が代表する。

## **第 42 条 市長の権限**

第 42.1 条 県、首都、郡、区の長は管轄地方の障害者権利保護として次の権限を実施する。

第 42.1.1 条 障害者権利保障法規の実施を監視し、実現に向けた措置をとる。

第 42.1.2 条 物理的環境、公共施設、マスメディアや情報通信のアクセシビリティ向上、障害者の教育、健康、体育・スポーツ、就労の支援に向けた段階的な計画を推進し、プログラムを作成し、その実施を監視する。

第 42.1.3 条 地域に根ざした開発を推進する。

第 42.1.4 条 企業、団体の障害者の合理的配慮についての意見を支援する。

第 42.1.5 条 市議会は障害者権利保障活動にかかる費用を審議し、該当年の地方予算に編入する。

第 42.1.6 条 障害者権利保障に関する法令の広報及び実現は、市議会と協力し、文化・芸術・体育・スポーツのイベント、公的なイベントへの参加を促進し、全ての障害者のあらゆる平等な権利及び基本的自由を享有し、固有の尊厳の尊重を促進するための措置をとる。

## **第 43 条 法人の一般権限**

第 43.1 条 法人は障害者権利保護として次の権限、責務を有する。

第 43.1.1 条 障害者の固有のニーズに応じた作業条件を整備する。

第 43.1.2 条 各国の経験に基づき、ユニバーサルデザインの障害者が利用しやすい環境を整備する。

第 43.1.3 条 公共サービス及び他の機関は、障害者を優先的に対応する。

第 43.1.4 条 障害者の積極的な社会参加、その活躍や成功を同僚に宣伝し、激励する。

第 43.1.5 条 障害者となった人に対し、雇用をしていた機関が援助や支援をする。

第 43.1.6 条 組織再編成及び解散の場合、その権限や義務を受けた法人は同法第 43.1.5 条に規定する権限や義務を遂行する。

第 43.1.7 条 障害者に対して否定的な態度、人権及び基本自由を違反することはいかなる場合も認められない。

第 43.1.8 条 職員が該当機関の不当行為により障害者となったと判定された場合、賠償金を支払う。

第 43.1.9 条 労働安全衛生基準に適合する活動をする。

第 43.1.10 条 法律に規定するその他の権限、責務

## **第 12 章 他の条項**

### **第 44 条 苦情、訴え**

第 44.1 条 障害者が法律上の権利が侵害されたと認めれば、個人、法人に対して排除を要求し、関連法に従って苦情や訴えを出す権限を有する。

第 44.2 条 個人、法人、行政機関は、法律上の権利の制限、差別行動をしたと判断すれば、権利保護のため提訴権利を直接及び代理人を通して実施する。

### **第 45 条 法規違反者への責任**

第 45.1 条 同法を違反した者の不当行為や正当行為が悪質であれば、刑事法、矛盾法に規定する責任を追及する。

第 45.1.1 条 同法 6.5.1, 6.5.2 条に規定する違反をした者に対し、障害者の人権及び固有の尊厳の尊重を促進するため 14 日間の研修を受けることを図る。

第 45.2 条 同法を違反した個人、法人、公務員の不当行為や正当行為により障害者に損害を与えた場合、関連法に従い賠償責任を追及する。

**モンゴル大会議長.....Z.ENKHBOLD**

## モンゴル国政令

2017年11月29日  
ウランバートル市  
第312号

### 国家プログラム

障害者権利法第8.2, 14.5, 39.1.3条項、開発政策計画法第10.3-10.6条項、2016-2020年政府行動計画の実施計画 第3.3.28条5項に基づき、モンゴル国政府が決定した:

1. 「障害者の権利保護、社会参加の促進及び発達支援国家プログラム」の附属書を正式に策定した。

2. 同プログラムの実施計画を策定し、実現の充実に向けた専門的な管理をするよう S.Chinzorig 労働・社会保障大臣, Ts.Tsogzolmaa 教育・文化・科学・スポーツ大臣, D.Sarangerel 保健大臣に委託した。

3. 同プログラムの目標、関係分野及び地域での実施に必要な資金調達は毎年の経済・社会開発基本動向、国や地方予算案に編入し、国際機関の借款・援助金の枠組みに取り組むなどで実施するよう S.Chinzorig 労働・社会保障大臣、Ch.Khurelbaatar 財務大臣及び閣僚に、県の知事らに指示した。

4. 同プログラムの実施やその成果を毎年第1四半期以内、政府に報告するよう S.Chinzorig 労働・社会保障大臣に委託した。

5. 同決定書により、2006年11月21日「プログラム採択」第283号政令、2013年8月2日「条約執行計画」第281号政令をそれぞれ無効とする。

モンゴル国首相

U.KHURELSUH

労働・社会保障大臣.....S.CHINZORIG

監査者:

モンゴル国内閣官房長官.....G.ZANDANSHATAR

## 障害者の権利保護、社会参加促進及び発達支援国家プログラム

### 1. 一般

モンゴルは、障害者が差別されず平等に社会参加するための環境を構築し、障害者の特性に応じた社会福祉サービスを提供する目的で 1995 年に「障害者福祉法」を採択した。同法は障害者への社会福祉施策の基本法令にあたる。

2009 年、モンゴルは国連の障害者権利条約に批准し、条約の実現に関する報告が国連の障害者権利委員会で 2015 年に承認された。国連障害者権利委員会はモンゴルの報告書を検討し、モンゴル政府に対し、条約上の一般原則及び義務を法律や政策に合致するよう勧告した。

2016 年、モンゴルが新たに採択した障害者権利法は、障害者が社会の一員として、基本権利を享有し、発達することができる基本法令である。同法の目的は、障害者の権利を法律化し、健康、教育、就労、公共交通、道路、住宅、公共建築物のバリアフリー化を推進することである。

モンゴル政府は障害者担中央行政機関の組織として障害者担当ユニット<sup>12</sup>を設置し、それによって障害者に関する取り組みが強化され、官民連携、協力が一層促進され、施策や本プログラムの作成などの大きな進歩を実現してきた。

国家統計によれば、2016 年度のモンゴル全国障害者人数は 10 万 993 人であり、そのうち 40.8%が先天性、59.1%が事故や専門病による後天的な障害である。0～17 歳の 1 万 407 人の障害児があり、そのうち視覚障害児が 12.1%、言語障害児 8.3%、聴覚障害児 7.6%、精神障害児 17.6%、肢体不自由児 21.2%、重複障害児が 9.8%である。

障害のある労働人口は 9 万 2994 人であり、そのうち 19%しか就労してない。障害者が収入のある職に就けず、本人や家族への経済的支援が少ないため、生活に困窮し、国内の最低生活水準より低い収入しか得られない。就労を希望する労働人口に対し、障害者就労支援プログラムが策定されていものの、資金不足によって実現しなかった。

また、教育・文化・科学・スポーツ省の調査によれば、障害児の 4%が幼稚園、小学校で就学しており、中・高校を進学するほど減り、総障害児の 14%しか就学できていない。

また、社会の全ての場面で障害者に関する正しい理解が不十分であり、人権の制限を受ける者、患者、社会の不活発な者という考え方が未だ存在している。

都会と地方とで状況が違っても、障害者の教育、健康、福祉サービス、就労、自立生活に悪影響を及ぼし、障害者の権利が侵害され、差別発生の一つの原因となる。

障害者権利法の実現を図り、障害者の社会参加支援、彼らの声を公民、政府レベルまで届けて障害に関する正しい理解を得ることを図り、また障害予防などの目的で、政府は「障害者権利・社会参加及び発達支援国家プログラム(以下プログラムという)」を策定した。

本プログラムは障害者権利法、2030 年モンゴル持続可能な開発ビジョン、人口開発政策(2016～2025 年)、2016～2020 年モンゴル政府行動計画などの法令の実施計画にあたる中期政策文書である。

また本プログラムは、モンゴルが加盟している国連の「持続可能な開発目標」、アジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略(2013～2022 年)、世界保健機関(WHO)、国際労働機

<sup>12</sup> 労働社会保障省の障害者開発課を指す

関(ILO)、国際連合教育科学機関(UNESCO)、国際障害・開発コンソーシアム(IDDC)の共同文書「地域に根ざしたリハビリテーション(CBR)ガイドライン」、WHO の障害に関する世界行動計画(2014～2021年)などの実現を各段階において推進するためにも意義がある。

## 2. プログラムの目的・目標・期間

2.1. 障害者の人権に関する法律の充実と、彼らが社会のあらゆる場面に参加し、快適な生活が送れるよう支援され、発達可能性を拡大し、障害者権利に関する理解が深められ、啓発され、障害者が社会参加できる環境を整備することが目的である。

2.2. 同プログラムの目標は以下の通りである。

第1目標. 障害者の損なわれた身体機能や可能性を最大限に回復する。

第2目標. 障害者が小・中・高等教育、大学、大学院などにおける教育を平等に受けられるようにする。

第3目標. 障害者の雇用を促進する。

第4目標. 障害者に対し、適切な福祉サービスを提供する。

第5目標. 障害者が利用しやすいようインフラ及び情報アクセシビリティを改善する。

第6目標. 障害者に関する総合的なデータベースを構築する。

第7目標. 社会のあらゆる場面において、障害者の生活に影響する課題に対し、参加のための支援を充実させる。

第8目標. 障害者に対する防災活動を支援し、身の安全を確保する能力をつける。

2.3. 同国家プログラムは、2018～2020年の間に実施される。

## 3. プログラムの目標達成のための行動

3.1. 同プログラムの第1目標で実施する活動

3.1.1. 障害の状態に応じた保健サービス提供として次の取り組みを行う。

3.1.1.1. 社会保健政策やプログラムへの評価を行い、障害者の健康支援として新たな取り組みを行う。

3.1.1.2. 家族、コミュニティに基づくリハビリ作業・介護のマニュアルを策定し、実施する。

3.1.1.3. 障害者の健康状態を踏まえたより良い医療・介護サービスマニュアルを策定し、全国で実施する。

3.1.1.4. 障害者のニーズに応じて、各県の総合病院及び各区の保健センターへ作業療法士、理学療法士、心理療法士の派遣を検討する。

3.1.1.5. 医療人材を養成する国立や私立大学のカリキュラムには障害者の固有のニーズに応じた科目(手話、生殖)を加える。

3.1.1.6. リハビリテーション科医師、専門家、理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理療法士及び人工器官、義肢装具士など専門家を国内外の大学に段階的に留学させる。

3.1.1.7. 障害者の健康に関する調査を実施する

3.1.2. 障害予防についての情報、研修、宣伝を実施し、国民の参加を活発させるため次の取り組みを行う。

3.1.2.1. 胎児、乳幼児の障害予防、早期発現に関する情報はマスメディア、ソーシャルメディアを通して、発信する。

3.1.2.2. 障害者や家族を対象としたリハビリ作業療法習得研修を行う。

3.1.2.3. 医療職員を対象とした障害者差別解消に関するコミュニケーションや対応を継続する研修を定期的に行う。

3.1.2.4. プライマリーヘルスケアの医療職員は、二次障害（尿路感染症、関節、関節の拘縮、肥満、骨粗鬆症、うつ病）の予防対策として、障害者やその家族への相談支援や情報提供を定期的に行うことが必要である。

3.1.2.5. 障害の早期発見、子どもの発達を把握するため「母子健康手帳」の内容を更新することに対し、家庭医や親への理解を高める。

3.1.3. 障害者の固有のニーズに応じた医療サービスの充実を図り、サービス質を向上するため次の取り組みを行う

3.1.3.1. 非感染症がひどくなり、リハビリテーション医療・介助が必要な人は病院から保養所へ送り、治療マニュアルを作成し、実施する。

3.1.3.2. 医療機関は障害者の特別なニーズに応じた医療サービスを構築する。

3.1.3.3. 18 ヶ月および 30～36 ヶ月の子どもには総合的な健康診断や障害の診断を行い、障害児と診断された場合、障害支援指導書を作成し、実施する。

3.1.3.4. 医療機関は障害のある女子・女性にリプロダクティブ・ヘルス・サービスを提供するため、必要な機材、補装具の充実、人材能力を強化する。

3.1.3.5. 母子健康センターにダウン症児対応相談室を設置する。

3.1.3.6. 県・区の医療機関は 専門医師、心理療法士、理学療法士、作業療法士で構成される専門家チームを発足し、地域の障害児の障害程度を診断・判断し、その結果を「障害児の健康・教育・社会保障担当委員会」へ提出する。

3.1.3.7. 障害児の健康・教育・社会保障担当委員会の決定に従い、医療機関は医療サービスを提供する。

3.1.4. リハビリテーション、人工器官、補装具の品質や基準の改善として次の取り組みを行う。

3.1.4.1. 地域密着型診断・病院、県の総合病院、区の保健センターにてリハビリテーション医療室を設置する。

3.1.4.2. 家庭医や郡の病院の医療職員を対象とした人工器官・補装具着用技術研修を行う。

3.1.4.3. 障害者に必要な補装具の製作・修理ができる補装具製作所を県や区にて設立する。

3.1.5. 国際障害分類の次の取り組みを行う。

3.1.5.1. 身体機能、障害、ICF（国際生活機能分類）を導入した各国の経験をレビューする。

3.1.5.2. 身体機能、障害、ICF（国際生活機能分類）に関して、関係政府や非政府機関の職員を対象とした研修を行う。

3.1.5.3. 身体機能、障害、ICF（国際生活機能分類）導入に関する試行事業を実施する。

3.2. 同プログラムの第 2 目標で実施する活動

3.2.1. 障害者があらゆる教育を受けられるよう法制度を整備する。

3.2.1.1. 全国の特別支援教育対象障害児の現状に関する調査を行う。

- 3.2.1.2. 就学前教育機関及び小・中学校で障害児を指導する副教員の定数、給与、運用費、役割負担の適切化に関する法整備をする。
  - 3.2.1.3. 障害児の状態や特性を踏まえ、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、実施する。
  - 3.2.1.4. 一部の県や区で訪問教育を試行的に実施する。
  - 3.2.1.5. 特別支援教育が必要な障害生徒一人当たりの経費、追加教育費に関する法律制度を整備する。
  - 3.2.1.6. 小・中学校に在籍する特別支援教育を必要とする生徒の成績を評価する規則を新たに作成する。
  - 3.2.1.7. 大学、カレッジ、小・中学校の在籍者や幼稚園の障害児の状態や特性を踏まえた教材、教育環境整備モデルを作成し、提案する。
  - 3.2.1.8. 教師養成の公立や私立大学の教育課程に「特別支援教育」を加える。
  - 3.2.1.9. モンゴル手話通訳者・通訳活動やそのサービスを提供するマニュアルを作成し、策定する。
  - 3.2.1.10. 点字基準の削正及び承認
- 3.2.2. 就学前教育、初等・基礎・中等教育の就学として次の取り組みを行う。
- 3.2.2.1. 幼稚園入園の際、障害児を優先的に入園させる方策を取る。
  - 3.2.2.2. 障害児開発、リハビリテーション医療、日常生活指導の指導内容を作成し、就学前教育・初等教育教員対象の研修を行う。
  - 3.2.2.3. 全幼稚園や学校において障害児指導法を有する能力の高い人材を養成する。
  - 3.2.2.4. 障害児向けの早期からの教育課程を実施し、教材の充実に関する活動を行う。
  - 3.2.2.5. 初等教育の障害児の教育レベルを判断する指導法を作成し、試行する。
- 3.2.3. 障害者の高等教育支援として次の取り組みを行う。
- 3.2.3.1. 「学生担当窓口」教職員の障害者就学支援・対応方法を策定し、実施する。
  - 3.2.3.2. 特別支援学校の教員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、手話通訳士、心理学者による、国内外大学の学士・修士・博士課程の進学支援及び研修体制を整備する。
  - 3.2.3.3. 教育ローン基金により、障害者の学士・修士・博士課程の奨学金負担を減額する方法を作成し、実施する。
- 3.2.4. 障害者に生きる力や専門力をつける生涯学習モデルを実施するため次の取り組みを行う：
- 3.2.4.1. 生涯学習国家センター、県・区の生涯学習センター、郡のユニットを通して、重度障害児に対する生活支援、生きる力育成研修、障害の特性に応じた教育を受ける試行的な事業を実施する。
  - 3.2.4.2. 障害児を対象とした初・中等教育に適合するカリキュラムを習得する研修を継続する。
  - 3.2.4.3. 障害児の才能、能力に基づき、就職に向けての技術や技能の習得、自立生活支援教育を行う。
  - 3.2.4.4. 重度障害児の特性に応じた教室教育や家庭教育を兼ねた教育課程を作成する
- 3.2.5. 障害者の教育サービスの充実を図るため、次の取り組みを行う。
- 3.2.5.1. 障害のある学生の特性に応じた教材や教科書の充実(オーディオ、ビデオ、DVD、点字、絵本)を図る。
  - 3.2.5.2. 特別支援学校、幼稚園用スクールバスを改善し、サービスの充実を図る。
  - 3.2.5.3. 情報・通信技術を活用し、障害児の自己学習環境を整備するため、関係機関と協力する。
  - 3.2.5.4. 教育機関は施設の内外側をMNS6055:2009 基準に合致させ整備する。

3.2.6. 障害者の体育・スポーツ・文化のイベントへの参加を支援し、正しい行動やライフスタイルについて教えるため、次の取り組みを行う。

3.2.6.1. 障害者体育・スポーツ開発のための宣伝を行う。

3.2.6.2. 障害者選手権大会を毎年開催し、国際レベルの競技大会で競争できる選手を育成するため、必要な補助金を増加する。

3.2.6.3. 障害のある選手、コーチ、人材を育成し、能力を高める。

3.2.6.4. 障害者対象の文化祭、絵画展、手工品展、展示会を定期的に開催する。

3.2.6.5. 小・中等教育の特別支援学校の体育課程にはパラリンピックの種目を加える。

### 3.3. 同プログラムの第3目標で実施する活動

3.3.1. 障害者の就労支援として次の取り組みを行う：

3.3.1.1. 障害者の雇用状況を分析し、雇用促進法を改正する。

3.3.1.2. 活躍中の障害者を紹介し、広報する。

3.3.1.3. アジア開発銀行の融資で障害者雇用促進支援・開発センターを建設する。

3.3.1.4. 障害者の就労を支援するため、非政府機関が参加し、職業紹介サービスを改善する。

3.3.1.5. 政府は障害者が作った製品を宣伝し、販売店を設置する支援をする。

3.3.1.6. 雇用主を対象とする、障害者の特性に応じた職場環境整備研修を、非政府機関の参加で行う。

3.3.1.7. 労働法執行の監理のため、障害者や非政府機関の代表を参加させる。

3.3.1.8. 障害者のニーズに応じた専門教育支援を図り、2つの資格を獲得する研修を行う。

3.3.1.9. 障害者の就労支援プログラムの対象範囲を適切化し、非政府機関の監査、参加を増加するため、追加規定を加える。

3.3.2. 障害者の職業能力向上として次の取り組みを行う。

3.3.2.1. 職業訓練・教育機関の障害のある在籍者の教育環境を整え、人数を増やす。

3.3.2.2. 職業訓練・教育機関にて、専門の技術習得研修を行う時、意欲、発達可能性に応じることについて親への情報・相談支援をする。

3.3.2.3. 職業訓練・教育機関の教職員を対象とした障害及び障害者に必要な教材に関する知識を深める研修を行う。

3.3.2.4. 障害者職業訓練マニュアルやパンフレット配布の充実を図る。

3.3.2.5. 障害者技能大会を2年ごとに主催し、政府が世界・アジア地域のアビリンピックへの参加費を支援する。

### 3.4. 同プログラムの第4目標で実施する活動

3.4.1. 障害福祉支援として次の取り組みを行う。

3.4.1.1. 障害者の公共賃貸住宅や福祉目的住宅の入居に関する関連規則、マニュアルを改正し、入居人数を増加させる。

3.4.1.2. 障害者の年金、助成金を最低生活費と比較し増額する。

3.4.1.3. 障害者に不可欠な人口器官、補装具のリスト、市場価格をインフレ率に応じて改正する。

3.4.1.4. 社会保険基金の障害者助成金や割引を分析し、障害福祉サービスを適切化する。

3.4.1.5. 地域に根ざした開発サービス基準を作成し、承認させる。

3.4.1.6. アジア開発銀行の融資で、6県で障害児・者のインクルーシブ教育センターを設置し、必要な機材を提供する。

### 3.5. 同プログラムの第 5 目標で実施する活動

#### 3.5.1. 公共建築物、道路、公共交通サービスのバリアフリー化の促進として次の取り組みを行う:

- 3.5.1.1. 公共建築物、道路、公共交通の基準を評価し、変更する必要がある一部の基準を国際基準に適合して策定する。
- 3.5.1.2. 非政府機関の参加により、道路、交通機関及び福祉サービス施設のバリアフリー化を評価する。
- 3.5.1.3. 同プログラムの 3.5.1.2 の評価に基づき、障害者が利用しにくい道路、公共交通機関及び他の福祉サービス施設、公共建築物のバリアフリー化を推進する。
- 3.5.1.4. 建築家、道路技師・技術者を養成する大学のカリキュラムに、施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインについて知識を与える課程を加える。
- 3.5.1.5. 「歩行者、障害者用の歩道、技術要件基準」MNS 5682:2006 の改訂および承認。
- 3.5.1.6. 生活道路や道路基準を新たに作成する。

#### 3.5.2. 障害者の情報アクセシビリティ向上として次の取り組みを行う。

- 3.5.2.1. 障害者の情報アクセシビリティ向上に関係する法の改正案を作成する。
- 3.5.2.2. 障害者の情報提供に係る国際標準を検討し、必要な標準を新たに策定する。
- 3.5.2.3. 政府や民間のホームページのアクセシビリティ向上のため新技術を導入する。
- 3.5.2.4. 言語・聴覚障害者からの緊急通報を十分に受ける動画、音声サービスを導入する。
- 3.5.2.5. 障害者に関する政策、対策について情報を十分に広報する。(本、ホームページ)
- 3.5.2.6. モンゴル国営テレビ及び他のチャンネルのニュース番組などに手話通訳、映画に字幕を挿入する。

### 3.6. 同プログラムの第 6 目標で実施する活動

#### 3.6.1. 障害者のデータベース構築のため、次の取り組みを行う。

- 3.6.1.1. 統計国家委員会のデータベースの障害者統計、情報の種類を増加する。
- 3.6.1.2. 国勢調査でワシントン・グループの取り組みを行う。
- 3.6.1.3. 障害者担当中央行政機関の管轄として障害者に関する総合的なデータベースを設置する。
- 3.6.1.4. 政府・非政府機関の代表の障害統計・データに関する国際会議・研修への参加を支援する。

### 3.7. 同プログラムの第 7 目標で実施する活動

#### 3.7.1. 障害に関する国民の理解を深めるため、次の取り組みを行う。

- 3.7.1.1. 障害児の親の心理的支援、障害児の介護・子育てに関する能力を強化する研修を行う。
- 3.7.1.2. 障害児支援職員、県・区の障害児の健康、教育、社会保障委員会の委員の能力強化研修を行う。
- 3.7.1.3. 暴力を受けた障害者に対する法的支援を行い、適切な対応・コミュニケーションを学ぶための警察官、裁判員、社会福祉士、医師及びその他の関係者対象研修を行う。
- 3.7.1.4. 毎年、障害者が利用しやすいインフラ・情報の充実を図った企業や雇用主を選び、奨励する。
- 3.7.1.5. 障害平等研修(DET)の啓発・普及のための活動を行う。

#### 3.7.2. 障害を理由とする差別を解消し、政治への参加を増やす。

- 3.7.2.1. 現法の障害、性別、身分及び他の要素による差別規定を確認し、必要な改正を行う。
- 3.7.2.2. 障害者の選挙教育の向上及び選挙事務従事者の障害者に対する投票支援研修を、非政府機関の参加により行う。

- 3.7.2.3. 障害者が選挙で自由に投票できるようにするため、使いやすい投票所を整備する。
- 3.7.2.4. 選挙投票用紙は、障害者が使いやすい形で発行する。
- 3.7.2.5. 障害者が選挙で選ばれた場合の現行の政党法、選挙法を分析・評価する。

### 3.7.3. 自助団体の設置、障害者及び非政府機関の能力強化のため次の取り組みを行う。

- 3.7.3.1. 自助団体を設立し、プロジェクト、プログラム、イベントへの参加支援研修を行う。
- 3.7.3.2. 障害当事者団体職員の能力強化のため、国内外の研修参加を支援する。
- 3.7.3.3. 障害のある若手リーダーを育成し、国内外の大学での就学を支援する。
- 3.7.3.4. 障害者の権利保護の活動を行っている非政府機関、協会の能力を強化するため、地域及びモンゴル全国の会議を主催する。
- 3.7.3.5. すべての省、県、区管轄の障害者担当臨時副委員会や各分野担当委員会の活動を支援する。

## 3.8. 第8目標で実施する動向

### 3.8.1. 災害時の障害者のリスク防止と情報アクセシビリティとして、次の取り組みを行う。

- 3.8.1.1. 災害時に障害者に対応する技術を身に着ける為、緊急事態職員への研修を行う。
- 3.8.1.2. 地方の緊急事態局及び課は障害者とその保護者のため防災訓練を定期的実施する。
- 3.8.1.3. 災害時の保身対策マニュアルを作成し、配布する。
- 3.8.1.4. 災害・事故・危険時の障害者対応を、障害の特性に応じて説明する。
- 3.8.1.5. 障害者用防災ビデオ、ショートフィルム、警報を字幕で表示し、手話通訳で提供する。

## 第4章. プログラムの成果、指標

### 4.1. プログラムの成果は次の通りである。

- 4.1.1. リハビリテーション専門家の対応及びリハビリテーション医療サービスが改善され、健康、リハビリテーション医療・介護を受ける障害者人数が増加する。
- 4.1.2. 障害のある子どもが平等に教育を受けられる。
- 4.1.3. 障害者雇用が促進される。
- 4.1.4. 建築物、道路、道路施設、公共交通機関、情報のバリアフリー化が改善される。
- 4.1.5. 障害者に関するデータベースが構築される。
- 4.1.6. 社会の障害者に対するポジティブな態度が形成され、健常者と同等に社会参加が拡大する。
- 4.1.7. 障害者やその介助者が、防災知識を身に着ける。

4.2. プログラムの成果は次の指標によって評価する。

№	項目	測定 単位	ベースライン		目標率		情報源	実施機関
			年	指標	年	指標		
第 1 目標. 障害者の損なわれた身体機能や可能性を最大限に回復する								
1.1	障害予防、早期発見、支援に関する 宣伝や広報の数(年間)	数字	2016	-	2022	15	早期発見報告書、 県・区の医療機関の報告書	保健省
1.2	障害を早期発見し、発達の支援体制 モデルを実施している県や区の数	数字	2016	無	2021	30	保健省、教育・ 文化・科学・ス ポーツ省、労 働・社会保障省 の事業実施報 告書	保健省、 労働・社会保 障省
1.3	障害児の発達アセスメント研修に参加 した医療職員の数	数字	2016	0	2022	2000	研修の報告書	保健省
1.4	早期発見専門家チームを発足した医 療機関の数	数字	2017	0	2022	30	保健省の報告 書	保健省
1.5	保健・教育、社会保障委員会で認定さ れた障害児の割合	割合	2016	0	2022	100	委員会報告書	委員会
1.6	理学療法士、作業療法士、心理療法 士を揃えている県の総合病院、区の 保健センターの数	数字	2016	25	2022	30	保健省の指標 2016 年	保健省
1.7	補装具・手話・点字の研修を受けた医 療職員の数	数字	2016	0	2022	50	研修の報告書	保健省
第 2 目標. 障害者がすべての教育を平等に受けられる。								
2.1	総人口における高等教育を受けてな い障害者の割合	割合	2010	22	2022	20.0	2010 年の 国勢調査	教育・文化・ 科学・スポー ツ省
2.2	総児童における就学前教育を受けた 2～5 歳の障害児の割合	割合	2010	38.7	2022	55.0	2010 年の 国勢調査	教育・文化・ 科学・スポー ツ省
2.3	総人口における初等教育を受けた障 害児の割合	割合	2010	16.9	2022	35.0	2010 年の 国勢調査	教育・文化・ 科学・スポー ツ省
2.4	総人口における中等教育を受けた障 害児の割合	割合	2010	25.1	2022	40.5	2010 年の 国勢調査	教育・文化・ 科学・スポー ツ省
2.5	総人口における専門的な教育を卒業 した障害者の割合	割合	2010	3.5	2022	20.0	2010 年の 国勢調査	教育・文化・ 科学・スポー ツ省
2.6	総人口における専門学校を卒業した 障害者の割合	割合	2010	6.2	2022	13.0	2010 年の 国勢調査	教育・文化・ 科学・スポー ツ省
2.7	総人口における高等教育を卒業した 障害者の割合	割合	2010	7.7	2022	15.0	2010 年の 国勢調査	教育・文化・ 科学・スポー ツ省
目標 3. 障害者の雇用を促進する								

3.1	就業している16歳以上の障害者の人数	数字	2016	19563	2022	35000	国家統計局 2016年度の人数	労働・社会保障省
3.2	総人口における就業している障害者の割合	割合	2010	35.7	2022	55.0	2010年の国勢調査	労働・社会保障省
3.3	総人口における自営業の障害者の割合	割合	2010	41.7	2022	60.0	2010年の国勢調査	労働・社会保障省
3.4	総人口における雇用促進プログラム対象とする障害者の割合	割合	2015	16.59	2022	40.0	労働・社会福祉サービス管理庁	労働・社会保障省
第4目標. 障害者に対し、適切な福祉サービスを提供する。								
4.1	地域の福祉サービスを受けた障害者の人数	数字	2016	2506	2022	6000	労働・社会福祉サービス管理庁	労働・社会保障省
4.2	自立生活支援サービスを受けた障害者の割合	割合	2016	-	2022	5.0	労働・社会福祉サービス管理庁	労働・社会保障省
第5目標. 障害者が利用しやすいようインフラ及び情報アクセシビリティを改善する								
5.1	障害者が利用しやすい建築物や施設の割合	割合	2014	17.5	2022	30.0	労働・社会保障省、UB市役所の共同評価報告書	建設・都市開発省、県役所
5.2	障害者向け公共交通機関のバリアフリーの割合	割合	2016	2.6	2022	4.0	市長室の公共交通調査	道路・運輸開発省、知事市長
5.3	建築物利用許可国家委員会における障害者人数	数字	2015	0	2022	25		建設・都市開発省、県役所
5.4	手話通訳や字幕を挿入し、ニュース番組を放送するテレビ・チャンネルの割合	割合	2015	1.6	2022	4.0	通信規制委員会の報告書	モンゴルテレビ協会、テレビ・チャンネル
目標6. 障害者に関する総合的なデータベースを構築する。								
6.1	障害者に関するデータベース		2016		2022	障害者に関するデータベースが構築される。	国家統計局	国会統計局、労働・社会保障省
第7目標. 社会のあらゆる場面において、障害者の生活に影響する課題に対し、参加のための支援を充実させる。								
7.1	障害者が自由に投票できるよう、使いやすとした投票所の割合	割合	2016	27	2022	48.0	中央選挙管理会	中央選挙管理会
7.2	障害理解研修を受けた公務員の数	数量	2017	-	2022	6000-8000	報告書	関連機関
7.3	総障害者における暴力や人権侵害に関する法律相談を受けた障害者の割合	割合	2015	-	2022	20.0	報告書	法務・内務省 労働・社会保障省
目標8. 障害者に対する防災活動を支援し、身の安全を確保する能力をつける。								

8.1	障害者対応対策研修を受けた緊急事態職員の数	数字	2016	1320	2022	7000	非常事態庁の調査報告書	非常事態庁
8.2	災害リスク予防研修を受けた障害者や介助者の数	数字	2016	430	2022	20000	UB市緊急事態局の調査報告	非常事態庁

## 5. プログラムの資金調達、必要な資金

5.1. 同プログラムの実施計画に含まれた活動の資金調達は次の通りである。

- 5.1.1. 国及び地方の予算
- 5.1.2. 国際機関、ドナー各国の借款・援助及びプロジェクトの融資
- 5.1.3. 政府機関及び非政府機関、企業、個人の募金、援助
- 5.1.4. その他

## 6. プログラムの管理、監査・分析、評価

- 6.1. 障害者担当行政機関は、同国家プログラムの実施の総合的な管理をする。
- 6.2. 全国の知事は、地方レベルのプログラムの実施・監査を担当する。
- 6.3. 同プログラム実施機関は、障害者担当行政機関へ年間報告書を翌年2月1日迄に提出する。
- 6.4. 障害者担中央行政機関は政府への報告書をまとめ、第一四半期以内に報告する。
- 6.5. 障害者担中央行政機関、非政府機関代表者が協力し、同プログラムの実施、中間レビュー・分析を実施する。
- 6.6. 中間レビューの分析・評価結果と提言に基づき、活動計画、指標への追加・改正を加えることが可能である。
- 6.7. 成果評価、助言は関連政策文書作成の根拠となる。
- 6.8. 障害者担中央行政機関はプログラム終了後、その評価を外部機関に委託する。

-----

## ドナーリスト

### JICA 技術協力プロジェクト

期間	事業名	ウェブサイト
2016-2020 年	ウランバートル市における 障害者の社会参加促進プロジェクト	<a href="https://www.jica.go.jp/project/mongolian/mongolia/015/index.html">https://www.jica.go.jp/project/mongolian/mongolia/015/index.html</a> <a href="https://www.facebook.com/jicadpub/">https://www.facebook.com/jicadpub/</a>
2015-2019 年	障害児のための教育改善プロジェクト	<a href="https://www.jica.go.jp/project/mongolian/mongolia/013/index.html">https://www.jica.go.jp/project/mongolian/mongolia/013/index.html</a>

### JICA 海外シニアボランティア(2017 年度)

派遣期間	職種	配属先	場所
2015 年 10 月 ~2017 年 10 月	理学療法士	ダルハン・オール県	ダルハン・オール県ダルハン市

### JICA 青年海外協力隊(2017 年度)

派遣期間	職種	配属先	場所
2015 年 1 月~2017 年 1 月	障害児・者支援	チョイバルサン第1学校	ドルノド県チョイバルサン
2015 年 1 月~2017 年 1 月	作業療法士	ドルノド県障害児の親の会	ドルノド県チョイバルサン
2015 年 3 月~2017 年 3 月	言語聴覚士	国立リハビリテーションセンター	ウランバートル市
2016 年 3 月~2018 年 3 月	障害児・者支援	障害児の親の会	ウランバートル市
2016 年 7 月~2018 年 7 月	理学療法士	ドルノド県保健局	ドルノド県チョイバルサン
2016 年 7 月~2016 年 7 月	作業療法士	シャスティン国立第3中央病院	ウランバートル市
2017 年 1 月~2019 年 1 月	理学療法士	国立第1中央病院	ウランバートル市
2017 年 1 月~2019 年 1 月	理学療法士	シャスティン国立第3中央病院	ウランバートル市
2017 年 10 月~2019 年 10 月	障害児・者支援	ウブルハンガイ県役所社会開発課	ウブルハンガイ県
2017 年 10 月~2019 年 10 月	障害児・者支援	スジャーダシャンド NGO	ウランバートル市

## JICA 草の根技術協力事業

実施期間	案件名	実施機関
2016年9月～2019年8月	モンゴル障害児療育支援事業 <a href="https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/shien/">https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/shien/</a>	NPO ニンジン
2017年7月～2019年5月	モンゴル介護人材育成事業 <a href="https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/shien/">https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/shien/</a>	NPO ワークフェア

## その他のドナー一覧

ドナー名	基本活動
中国政府	モンゴル・中国両政府は、中国政府無償援助による 6000 億トゥグルグの国立子どもリハビリテーションセンター建設事業契約に署名した。2019 年に同リハビリテーションセンターが開業する予定。
国連教育科学文化機関 (UNESCO)	1. 「障害者支援国家プログラム」、「障害児社会参加支援プログラム」の実施分析調査 (2013 年) 2. 「障害のある女性に対するあらゆる暴力形態」調査 (2015 年) 3. 「障害者権利法の普及」プロジェクト (2017 年)
アジア開発銀行 (ADB)	「障害者の社会参加促進・サービス向上」ローン・プロジェクト実施を予定していたが、2016 年 6 月の政権交代で承認が延期されている。 計画事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の早期療育</li> <li>・ ダルハン県、ドルノド県、ホブド県、フブスグル県、アルハンガイ県、ドンドゴビ県における障害児・者開発センターを設置</li> <li>・ 障害者の物理的及び情報アクセシビリティ向上</li> <li>・ 障害者の雇用促進</li> </ul>
AIFO (Associazione Italiana amici di Raoul Follereau)	モンゴル障害者を支援することを目的とし 1991 年から活動を開始。1996 年、モンゴル事務所を設置し、初期は医療サービスを行っていた。保健省との契約により病院の医師や職員を対象とする「テグシ・ドゥーレン」リハビリテーション研修を実施し、モンゴルで CBR を普及した。全県において CBR 委員会を設置した。
Merci Corp	2009-2013 年、USAID の援助によりモンゴル車椅子協会支援事業を実施した。車椅子の障害者を対象とする物理的アクセシビリティの基準について研修を行い、アクセシビリティ調査で利用する機材を導入した。しかし、その機材は老朽し、不足している。研修参加者らはどの基準を選考し、調査をするかをわかっているが、詳細方法に関する知識は不十分である。

## 障害関連調査一覧<sup>13</sup>

<b>法律・政策</b>
障害者の現状、問題、解決方法
重度障害者の教育、就労、社会保障政策
福祉政策におけるリハビリテーション・サービスの現状、今後の傾向
モンゴル国の障害者の法整備
<b>障害認定と社会保障</b>
障害児の社会保障サービス
障害者に対するボランティア活動の促進
知的障害児のアセスメント方法
病院労働認定の課題と解決方法
障害者向け医療・保険サービスの現状
住宅介護、福祉サービス
アルハンガイ県、ウブスハンガイ県における障害児の早期発見調査
早期診断、早期介入のための知能指数の測定
障害児の発達評価体制の比較調査
全国の0～3歳の子どもの早期診断調査の結果
社会保障分野における障害者支援人材ニーズ
失業障害者～ロジスティック回帰分析による検討～
<b>就労</b>
障害者の平等なリハビリテーションへの参加機会の増加
障害・労働市場
民主化社会における障害者に配慮した労働の原則
中央職業安定所に登録されている障害者アンケート
障害者に対する市民・職場の態度
精神保健センター：受診中の統合失調症患者の労働能力喪失度
国立リハビリテーションセンター卒業生のその後の雇用と課題のレビュー
<b>保健</b>
高齢障害者の保健・社会保障に関する調査
障害児のニーズとリハビリテーション
障害児に対する医療リハビリテーション
運動で血圧を下げよう
脳卒中のリハビリテーション
脳卒中のリハビリテーション：退院後の日常生活活動
腰椎椎間板ヘルニアの子どもに対する知的開発調査、評価
脳性まひと補装具
リハビリテーション器具、人工器官の製造の歴史
四肢障害者の医療保険サービスへのアクセス均等化
障害者の性の課題
障害児の医療リハビリテーションへのアクセスと生活の権利(モンゴル国、2006年)
障害児指導方法：あるモジュール学習のパイロット調査
特別支援教育人材の課題

<sup>13</sup> モンゴルの大学や行政機関が実施した分野別の主要調査リスト

聴覚障害のある生徒が他の生徒に与える印象と特徴
知的障害のある選手の健康、身体指数の評価分析
一時的な労働能力喪失に関する調査
脳卒中リハビリテーションにおける勇気付けの方法
中央子ども保養所に入所している障害児の課題
<b>教育</b>
モンゴル国の特別支援教育の発展と経験
障害児対象教員養成ニーズ調査における一部の結果
ダウン症のある5歳の子どもの知能・発達検査
傷病によるストレスを受けた子どもの特徴
モンゴル国特別支援学校の生徒の知能検査
障害児の発達と家族の参加状況の調査
特別支援学校のリハビリテーション・体育における障害児の課題:その一部の結果
障害学生が直面する課題
モンゴル国の聴覚障害児教育と改革
障害児の環境が学習に与える影響
聴覚障害児リハビリテーションの現状
下肢切断・離断後のリハビリテーション
障害児の生殖と健康に関する知識:調査結果
特別支援教育の教員養成ニーズ
現代の特別支援教育のトレンド
障害児の治療を目的とする体育の課題
聴覚障害児の言語発達の課題
障害児教育の課題
「モンゴル国 特別支援教育促進」調査の一部の結果
聴覚障害児教育の質の向上と課題
義務教育学校での子どもへの障壁とリスクの発見
看護師組織とリハビリテーションの比較調査
調査に基づく障害児の開発
聴覚障害児の創造力調査
<b>アクセシビリティ</b>
障害者へのバリアフリー化環境調査
車椅子利用者に配慮した病院のスロープに関する調査
歩道について
障害者の通行を改善する機会について
障害者の物理的アクセシビリティを推進する基準・実施・今後の措置
<b>その他</b>
身体に対する罰:社会に対する心理学の悪影響
障害者調査の改善
精神障害者対象の調査
障害のある犯罪者が直面する課題
視覚障害者とバーチャルな世界
聴覚障害者の社会的なニーズ・課題を解決する
障害のある犯罪者とその課題
自立生活について

聴覚障害者の社会復帰と方法
困難を克服するための支援
障害者の文化的課題
障害児の養護者の生活の質に関する課題
聴覚障害者・言語的マイノリティ
自閉症児の社会復帰の課題と解決法
モンゴルの障害予防の伝統・習慣
ウランバートル市における障害者の災害リスクの軽減
障害者にとって最も必要な補装具、50 個を明確にする
障害児の人権に対し、国民の態度が与える影響
聴覚障害のある女性の暴力に関する調査
障害の心理学、宗教学・文化人類学との関わり
障害児を持つ両親の社会・心理学的調査
社会保障、教育、保健の分野における障害者支援人材ニーズ
障害児と事件

以上の調査は、次の冊子から収集した。

- 「障害研究・分野別の科学開発」冊子(2013 年)
- 「障害者へのリハビリテーション・問題と解決」研究理論・実践会議より(2013 年)
- 「障害研究・分野別の科学開発」冊子(2017 年)

## 障害児・者統計(2017年度)

### 1. 障害者数(国家統計局 2017年)

全国の総数	男性	女性	先天性	後天性				
				病気		事故		
				疾患	職業病	交通事故	労災	普通事故
103 630 人	57310 人	46320 人	44384 人	44718 人	5073 人	2109 人	1473 人	5873 人

#### 障害種別/合計/

障害者総数	視覚	言語	聴覚	運動	精神	重複	その他
103 630 人	4228 人	8554 人	20688 人	19733 人	7842 人	31514 人	11071 人

### 4. 障害児/0～17歳/

全国の総数	男性	女性	先天性	後天性				
				病気		事故		
				疾患	職業病	交通事故	労災	普通事故
11 453 人	6423 人	5030 人	8415 人	2598 人	24 人	77 人	11 人	328 人

#### 障害種別 /0-17歳/

障害児総数	視覚	言語	聴覚	運動	精神	重複	その他
11453 人	856 人	848 人	2571 人	2000 人	1188 人	2709 人	1281 人

### 3. 就業障害者数(国家統計局 2017年)

全国の総数	男性	女性	先天性	後天性				
				病気		事故		
				疾患	職業病	交通事故	労災	普通事故
19 974 人	11579 人	8395 人	6685 人	10705 人	817 人	359 人	238 人	1170 人

### 4. 就業している定年齢の障害者数(国家統計局 2017年)

全国総数	男性	女性	先天性	後天性				
				病気		事故		
				疾患	職業病	交通事故	労災	普通事故
3018 人	1306 人	1712 人	963 人	1716 人	167 人	35 人	24 人	113 人

5. 要介護障害児・者数(国家統計局 2017 年)

全国の総数		男性	女性	先天性	後天性				
					病気		事故		
					疾患	職業病	交通事故	労災	普通事故
障害者	17941 人	8895 人	9046 人	7904 人	8113 人	580 人	419 人	197 人	728 人
障害児	5648	3072 人	2576 人	4172 人	1322 人	34 人	21 人	5 人	94 人

## 障害者への助成金・特別控除実績(2017年度)

労働・社会福祉サービス庁 2017 年

№	サービス内容	サービス種類	受給人 (人)	給付金額 (トウゲルグ)	
1.	<b>障害者対象の助成 金・控除</b>	障害者の補装具・支援機器購入費用の支給	19163	3,281,726,247	
2.		障害者の燃料費の支給	22127	3,166,380,000	
3.		障害児対象の助成金・控除	幼稚園、学校の交通費 支給	2744	565,503,200
4.			障害児の子どもキャン プ場の宿泊料の 50% 支給	7	557,250
5.			幼稚園の給食費支給		
6.			障害児・者 50%割引（国内保養所の入所費、交通片道 分の支給）	4263	854,127,883
7.		首都から 1000 ㌾以上離れた距離に住んでいる障害者 の交通の片道分の支給	1861	287,673,163	
8.		全盲の障害者の保養所入所のための交通費 75%支給	7	398,900	
9.		障害者の葬式費用	598	592,020,000	
10.		障害者が世界的規模の大会で金・銀・銅メダルを獲得し た場合、参加回数期間の年金と均等する賞金	16	115,000,704	
11.		全盲者、聴覚障害者、言語障害者のコミュニケーション・ 通信費	3362	610,356,590	
<b>合計</b>			<b>54148</b>	<b>9,473,743,937</b>	

## モンゴルの障害当事者団体/支援団体リスト

NGO の正式名: モンゴル障害者連盟 (DPI モンゴル)

Mongolian Federation of Disabled Persons

会長 (氏名) : Ts.Munkhsaruul

住所: バヤンゴル区第 19 ホロー、アフマド病院 1-101 号室

連絡先: 88907570

Email: [mongoliadpi@gmail.com](mailto:mongoliadpi@gmail.com)

活動方針: 障害者の支援全般、法的権利の保護

2. NGO の正式名: モンゴル障害者中央協会

United Association of Disability People of Mongolia

会長 (氏名) : D.Baatarjav

住所: スフバートル区第 7 ホロー、リハビリテーションセンタービル 203 号室

連絡先: 99994444, 95034444

Email: [nkh.uadm@gmail.com](mailto:nkh.uadm@gmail.com)

Website: [www.uadm.mn](http://www.uadm.mn)

活動方針: モンゴル国及び国際的な障害者権利活動を行う政府機関や NGO、国際機関と協力し、障害者権利法、障害者権利条約の施行と監視を行う。

3. NGO の正式名: モンゴル視覚障害者協会

Mongolian National Federation of the Blind

会長 (氏名) : D.Gerel

住所: ハンオール区第 3 ホロー、チンギス大通り、視覚障害者職業訓練センター B ブロック

連絡先: 70044179, 88111379

Email: [gereldondow@gmail.com](mailto:gereldondow@gmail.com)

活動方針: モンゴル視覚障害者の教育、就労を支援し、文化、芸術、スポーツ、保健など各種の活動を行い、会員の権利を保護し、全面的な社会参加への支援を推進している。

4. NGO の正式名: モンゴル聴覚障害者協会

Mongolian National Association of the Deaf

会長 (氏名) : A.Enkhbaatar

住所: スフバートル区、ツァグダー通り、リハビリテーションセンター 2 棟.

連絡先: 94050530

Email: [http://Email: deaf.mongolia@gmail.com](mailto:deaf.mongolia@gmail.com) Skype: deaf.mongolia

Website: [www.mgldeaf.mn](http://www.mgldeaf.mn)

活動方針: 人権法の履行、行政サービスの監査、聴覚障害者の権利保護

5. NGO の正式名: モンゴル障害者団体連盟  
Mongolian National Association of Disabled People Organizations  
会長 (氏名) : Ts.Oyunbaatar

住所: スフバートル区第 2 ホロー、若者中央宮殿 301 号室  
連絡先: 99042488  
Email: [oyunbaatar.disper@yahoo.com](mailto:oyunbaatar.disper@yahoo.com)

活動方針: 障害者の権利の保護、政策提言

6. NGO の正式名: モンゴル車椅子国家協会  
Mongolian National Association of the wheelchair  
会長 (氏名) : B.Chuluundolgor

住所: ハンオール区第 2 ホロー、ノミン・ユナイテッドの柵の中 803 号室  
連絡先: 75952929,89982929  
Email: [chuluundolgor@gmail.com](mailto:chuluundolgor@gmail.com)

活動方針: 車椅子利用者及び四肢障害者の権利保護、社会参加の支援

7. NGO の正式名: 障害児の父母協会  
Association of Parents with Children with Disabilities  
会長 (氏名) : S.Selenge

住所: ハンオール区第 15 ホロー、シネ・ムルードゥル住宅街 26-3-1 号室  
連絡先: 94459999  
Email: [apdc@mongol.net](mailto:apdc@mongol.net)

活動方針: 障害者のインクルーシブな開発、親の能力強化、障害児の権利の保護と実現

8. NGO の正式名: ユニバーサル・プログレス自立生活センター  
Universal Progress Independent Living Center  
会長 (氏名) : Ch.Undrakhbayar

住所: バヤンゴル区第 2 ホロー58-00 号室  
連絡先: 99856665, 76015800  
Email: [undrakhbayarc@gmail.com](mailto:undrakhbayarc@gmail.com) [undak\\_24@yahoo.com](mailto:undak_24@yahoo.com)

活動方針: 障害者の自立生活を支援し、すべての人が円滑に利用できる環境を整備し、障害者の能力を強化する。

9. NGO の正式名: モンゴル障害者自由労働組合連合会  
Mongolian Trade Union Association of People with Disabilities  
会長 (氏名) : L.Enkhbayar

住所: バヤンゴル区第 2 ホロー、 26 棟  
連絡先、Email: [99152896, 89152896 enkhee\\_0910@yahoo.com](mailto:99152896,89152896_enkhee_0910@yahoo.com)

活動方針: 障害者の就労権の保護・確保、職業能力研修の実施

10. NGO の正式名: 全国障害女性権利国家センター  
National Center for Rights of Women with Disabilities  
会長 (氏名) : O.Selenge

住所: チンゲルティ区第 6 ホロー33a 棟  
連絡先: 96652402, 88990307, 70114449

活動方針: 障害のある女性の権利体制を構築・確保する

11. NGO の正式名: モンゴル障害者国家委員会  
Mongolian National Council For Disabilities  
会長 (氏名) : M.Bayasgalan

住所: ハンオール区第 3 ホロー、視覚障害者の職業訓練センター  
連絡先: 99116556,  
Email: [info@mncd.mn](mailto:info@mncd.mn)

活動方針: 障害者開発の支援、社会参加促進及び問題の発見。障害当事者団体、政治家や行政官と協力する。

12. NGO の正式名: モンゴル聴覚障害者団体連盟  
Mongolian National Federation of the Deaf  
会長 (氏名) : T.Tsedenbal

住所:  
連絡先: 99784925  
Email: [deaf\\_mongolia@yahoo.com](mailto:deaf_mongolia@yahoo.com)

活動方針: 聴覚障害者団体・NGO の権利を保護、政策提言

13. NGO の正式名: 平等な社会協会  
Equal Social Association  
会長 (氏名) : L.Enkhbuyant

住所: バヤンズルフ区第 4 ホロー、アメリカン・デンジ住宅街 44/6 棟 141 号室  
連絡先: 99095302 Email: [Enhbuyant\\_lhagvajav@yahoo.com](mailto:Enhbuyant_lhagvajav@yahoo.com)  
活動方針: 地域に根ざしたリハビリテーション (CBR) の実施に貢献する。

14. NGO の正式名: モンゴル手話通訳協会  
Mongolian Association of Sign Language Interpreters  
会長 (氏名) : L.Soyolmaa

住所: スフバートル区第 10 ホロー、第 7 地区 44-6 号室  
連絡先: 70001220, 99624411, 99303247  
Email: [officemanager@masli.mn](mailto:officemanager@masli.mn), [masli.mongolia@gmail.com](mailto:masli.mongolia@gmail.com)

活動方針: 個人や企業と契約を締結し、手話通訳サービスを実施する。またレベル別の研修を通じて手話通訳者を育成している。

15. NGO の正式名: ダウン症協会  
Down Syndrome Association  
会長 (氏名) : Ch.Erdenechuluun

住所: ハンオール区ホルド住宅街 1-1 号室  
連絡先: 99991604  
Email: [Ch.erdene100@gmail.com](mailto:Ch.erdene100@gmail.com)

活動方針: ダウン症の障害児・者の社会参加、教育、保健、就労の促進

16. NGO の正式名: 自閉症協会  
Autism Association Mongolia  
会長 (氏名) : L.Altangerel

住所: スフバートル区第 7 ホロー、デンバー住宅街 12B-4 号室  
連絡先 9913-8914, 8800-2311  
Email: [autismassociationmongolia@gmail.com](mailto:autismassociationmongolia@gmail.com)

活動方針:

1. 自閉症児・若者の親の能力強化
2. 自閉症に関する知識普及
3. 自閉症者の生活の質の向上のため、教育、保健、社会等、同協会の目的に応じた活動を行う。
4. 父母の能力強化に関する間接的な活動

17. NGO の正式名: ソンギノ自立生活センター  
Songino Independent Living Center  
会長 (氏名) : M.Chuluunerdene

住所: ソンギノ・ハイルハン区第 6 ホロー、労働・福祉サービス事務所 1 階-108 号室  
連絡先: 95111223, 95845091  
Email: [Songino.ilc@gmail.com](mailto:Songino.ilc@gmail.com), [m.chuka76@gmail.com](mailto:m.chuka76@gmail.com)

活動方針: 障害者の自立生活の促進、介助者派遣、ピアカウンセリング、啓発活動  
教育、情報発

18. NGO の正式名: 「私ができる」 NGO

We can NGO

会長 (氏名) : B.Otgontuya

住所: バヤンゴル区第 7 ホロー、12-220 号室

連絡先: 99741916

Email: [info@bidchadna.mn](mailto:info@bidchadna.mn), [Badam\\_otgoo@yahoo.com](mailto:Badam_otgoo@yahoo.com)

活動方針: 情報発信、情報教育、文化的・芸術的な啓発活動

19. NGO の正式名: ビジネスインキュベーションセンター

Business incubator center for persons with disabilities

会長 (氏名) : B.Gunjilmaa

住所: スフバートル区第 7 ホロー、リハビリテーションセンター

連絡先: 96610239, 8882465

Email: [gunj\\_bit@yahoo.com](mailto:gunj_bit@yahoo.com)

活動方針: 障害者への教育、情報、カウンセリング、特別な教育の質の向上、障害者及び障害児の親への職業訓練、図書館サービスの提供

20. NGO の正式名: 障害児連盟

“Association for Disabled Children”

会長 (氏名) : D.Nyamjav

住所: バヤンゴル区第 6 ホロー、消費者サービスセンター 14

連絡先: 91913462

Email: [nyamk69@gmail.com](mailto:nyamk69@gmail.com)

活動方針: 13 の機関が障害児に関する総合的施策の仕組みを作ることを目指し、活動を行っている。

21. NGO の正式名: モンゴル DET フォーラム

DET Forum Mongolia

会長 (氏名) : B.Enkhnyam

住所: バヤンズルフ第 8 ホロー、109 - 58 号室

連絡先: 88048291

Email: [detforummongolia@gmail.com](mailto:detforummongolia@gmail.com)

活動方針: 啓発、人権の保護、障害平等研修の定期的な実施、ファシリテータ能力の向上、協力機関の人材育成

22. NGO の正式名: エネレルーン・トゥーチャーNGO

Charity NGO

会長 (氏名) : A.Badamtseren

住所: バヤンズルフ区第 1 ホロー、東京通り 14A, ニソラタワー604 号室

連絡先: 89069935, 89008668, 89010085, 89011691

Email: [ttuuchee@gmail.com](mailto:ttuuchee@gmail.com) [divaa.tuuchee@gmail.com](mailto:divaa.tuuchee@gmail.com)

活動方針:

1. エネレルーン・トゥーチャーNGO 近くの「憧れの宮殿」特別支援幼稚園
2. 子ども開発センター
3. 学校、幼稚園へ通学できない低所得者の子どもへの訪問教育サービス、啓発活動、指導法の研修
4. カウンセリング・サービス

23. NGO の正式名: ソロンゴ NGO

Solongo Rainbow NGO

会長 (氏名) : Nirmala Rani

住所: バヤンズルフ区第 18 ホロー

連絡先: 11458623, 96653094

活動方針: 重度の知的障害者のニーズを踏まえた教育

24. NGO の正式名: 自閉症モンゴリア NGO

Autism Mongolia NGO

会長 (氏名) : Yo.Bayaraa

住所: ハンオール区第 15 ホロー、トーラ川通り 69A 棟

連絡先: 88464343, 70134053

<http://www.facebook.com/Autism.Mongolia>

活動方針: 自閉症児の診断・療育、親への心理・専門的カウンセリング研修。教員、専門家を育成  
自閉症児研修センターを併設。

25. NGO の正式名: Del Oyu 義肢装具工場

Dear quality prosthetics factory

会長 (氏名) : A.Oyuntsetseg

住所: バヤンゴル区第 6 ホロー、アルダ・アユシ 40-1 号室

連絡先: 9900-7092

活動方針:

1. 義肢装具、補装具製造
2. 最新補聴器
3. 目の装具
4. リハビリテーション、機能回復サポート

26. NGO の正式名: Tulga-5 スタジオ

会長 (氏名) : B.Orgodol

住所: スフバートル区第 7 ホロー、リハビリテーションセンター2 階

連絡先 : 99169710,

Email: [https://www.facebook.com/baast.orgoo?fref=ts.szhvt\\_orgoo@yahoo.com](https://www.facebook.com/baast.orgoo?fref=ts.szhvt_orgoo@yahoo.com)

活動方針: 障害者の生活、夢や活動、能力を紹介した番組を放送する。

27. NGO の正式名: Tumor NGO (腫瘍 NGO)

Tumor Foundation

会長 (氏名) : P.Tumurbaatar

住所: スフバートル区第 14 ホロー182 号室

連絡先: 99125467

Email: [tumursan2001@yahoo.com](mailto:tumursan2001@yahoo.com)

活動方針:

1. 車椅子利用者の社会開発を支援し、住環境を国際基準に適合させる。
2. 雇用促進・職業訓練を実施する。

28. NGO の正式名: バト・エグシグレン NGO

会長 (氏名) : Yu. Baterdene

住所: バヤンゴル区第 1 ホロー57 - 67 号室

連絡先 : 94161919, [88189106](tel:88189106)

Email: [baterdene0601@yahoo.com](mailto:baterdene0601@yahoo.com)

活動方針: 障害者のインフラ整備

29. NGO の正式名: モンゴル障害者権利保障センター

会長 (氏名) : A.Tserenpuntsag

住所: ソンギノハイルハン区第 2 ホロー、リハビリテーションセンター1 階

連絡先: 96662396, 99023731

活動方針: 障害者雇用促進の「ツァグ・ウレゲルジ自動車学校」、  
障害者権利保護に関する研修、調査

30. NGO の正式名: モンゴル障害高齢者協会  
Mongolian Disability Old Association  
会長 (氏名) : Ya.Altanzagas

住所: スフバートル区第7ホロー第11地区、リハビリテーションセンター  
連絡先: 9171055  
Email: [jagasaa@yahoo.com](mailto:jagasaa@yahoo.com)

活動方針:

1. 高齢障害者の権利保護
2. 高齢障害者への情報、カウンセリング
3. 高齢者に関する政策・プログラムへの参加支援
4. 高齢障害者の情報共有、ネットワーク構築
5. プロジェクト、プログラムの実施
6. 国内外の機関との協力

31. NGO の正式名: 風の鳥センター  
“Wind Bird Center” NGO  
会長 (氏名) : D.Badamkhand

住所: オフィス無し  
連絡先: 99746900, 88555745  
Email: [khandaa22@yahoo.com](mailto:khandaa22@yahoo.com)

活動方針:

1. メディア
2. 教育
3. ボランティア・プログラム

32. NGO の正式名: モンゴル障害者職業訓練センター  
会長 (氏名) : L.Gereltsetseg

住所:  
連絡先 : [99893348](tel:99893348), [89893348](tel:89893348)  
Email: [tsatsraga05@yahoo.com](mailto:tsatsraga05@yahoo.com)

活動方針: 障害者雇用仲介、職業訓練

33. NGO の正式名: “エールティ・イエルテンツ NGO  
会長 (氏名) : T.Tuyajargal

住所: ハンオール区第4ホローヴィワ・シティー1ブロック /s3,s4/  
連絡先: 94115568, 88302278  
Email: [Tuya227@gmail.com](mailto:Tuya227@gmail.com)

活動方針: 障害児の開発及び介護者のための活動

34. NGO の正式名: 「平等な参加・創造力のある手作り」協会  
会長 (氏名) : M.Chogjmaa

住所: スフバートル区第 29 ホロー22A棟 52 号室  
連絡先: 99281957, 77014042

活動方針: 障害者、高齢者、母子家庭の健康教育を支援し、彼らの手工芸品を宣伝し、家庭収入を増加させ、同様な目的を持つ機関と協力する。

35. NGO の正式名: ENMAモンゴル神経協会  
会長 (氏名) : M.Uriintuya

住所: ソンギノ・ハイルハン区 18 ホロー、フンスチド 20、エピモン病院  
連絡先: 9910-8420, 9665-8420  
Email: [info@epimon.mn](mailto:info@epimon.mn)

活動方針: 神経専門医及び公平かつ利用しやすい神経リハビリテーションサービスを提供するため、「心配り・新たな方法で手伝おう」のミッションで務めている。

36. NGO の正式名: あなたのスマイルセンター  
Your“Smile”center  
会長 (氏名) : E.Bolorchuluun

住所: スフバートル区第 10 ホロー、バリガルチド・ゾビラル・ビル 1 階  
連絡先: 88110615  
Email: [Bolorchuluun414@gmail.com](mailto:Bolorchuluun414@gmail.com)

活動方針:

1. リハビリテーション
2. 脳性まひ児の親に対して、リハビリテーションの効果、子育て、ポジティブな態度、子どもの自立生活の意義などの研修を行う。

37. NGO の正式名: モンゴル脳性まひ協会  
Mongolian Brain Union

会長 (氏名) : L.Buyanjargal  
住所: バヤンズルフ区第 3 ホロー、英国大使館の裏側、障害児保養所、複合施設 10 棟  
連絡先: 95119580  
Email: [buyanjargalgotov@yahoo.com](mailto:buyanjargalgotov@yahoo.com)

活動の方針: 脳性まひ児の権利保護

38. NGO の正式名: オビダス・センター  
Uvidas center  
会長 (氏名) : I.Ariunaa

住所: ハンオール区第 1 ホロー15 - 4 号室  
連絡先: 95863958  
Email: [uvdiscenter@yahoo.com](mailto:uvdiscenter@yahoo.com)

活動方針: 障害者への心理相談

39. NGO の正式名: 障害者の社会参加促進・生計支援センター  
会長 (氏名) : Ya.Dashnyam

住所: バヤンゴル区第 9 ホロー5-90 号室  
連絡先: 99286979  
Email: [Dashnyam1102@yahoo.com](mailto:Dashnyam1102@yahoo.com)

活動方針: 障害者社会参加の促進、生活支援

40. NGO の正式名: 障害児のためのゲゲーレン・センター  
Center for the disabled  
会長 (氏名) : Ts.Uyanga

住所: チンゲルティ区第 16 ホロー  
連絡先: 8696803  
Email: [Uyanga2014gegeelen@gmail.com](mailto:Uyanga2014gegeelen@gmail.com)

活動方針: 教育、カウンセリング・情報、リハビリテーション

41. NGO の正式名: シネ・ホス・ノミン・オユ NGO  
会長 (氏名) : Ts.Minjee

住所: チンゲルティ区第 9 ホローデンジーン 16-194 号  
連絡先: 91814854  
Email: Facebook-Minjee tsevelmaa

活動方針:  
1. 社会復帰、運動リハビリテーション  
2. 保健  
3. 援助  
4. 祭りの開催

42. NGO の正式名: アルガビレグ障害者の保健・社会保障支援協会  
会長 (氏名) : I.Narantuya

住所: バヤンゴル区第 19 ホロー、アフマド病院  
連絡先: 97122009

活動方針: 施策決定機関

43. NGO の正式名: ハン・オール自立生活センター  
“Khan-Uul” Independent living Center  
会長 (氏名) : Ts.Enkhtuya

住所: ハンオール区第 11 ホロー、アカデミー32 棟 19 号室  
連絡先: 99856665, 76015800, 99853849  
Email: [khanuul.ilc@gmail.com](mailto:khanuul.ilc@gmail.com)  
Website: <https://www.facebook.com/Khan-UulBieDaanAmidrakhTuv>

活動方針: 介助者派遣、障害者のカウンセリング・サービス、研修

表紙：「障害児のための教育改善プロジェクト絵画コンテスト」  
モンゴルの障害児による絵画